広島県過疎地域持続的発展方針 (案)

令和7年 月

広 島 県

はじめに

1 趣 旨

- ◇ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県過疎地域の 持続的発展を図る対策の大綱とする。
- ◇ この過疎地域持続的発展方針は、過疎地域持続的発展県計画及び過疎地域持続的発展市町 計画を策定する指針として策定するものである。

2 計画期間

◇ 令和8 (2026) 年4月1日~令和13 (2031) 年3月31日 (5か年間)

3 対象地域

◇ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項、第3条第1項、第41条第 1項、同条第3項に規定される要件を満たし、公示された14市町(9市5町)並びに同法附 則第7条第1項の規定に基づき、公示された2市(特定市町村)とする。

なお、過疎地域の持続的発展を図る上で一体として整備すべき地域(都市を含めた周辺地域)にも留意する。

[本書について]

- 1 過疎地域は、次の区域をいう。
 - ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「持続的発展支援法」という。)第2条第1項に規定する市町の区域
 - ② 持続的発展支援法第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域
 - ③ 持続的発展支援法第41条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町の区域 (激変緩和措置による全域過疎指定;三次市、安芸高田市、北広島町)
 - ④ 持続的発展支援法第41条第3項の規定により過疎地域とみなされる区域 (激変緩和措置による一部過疎指定;尾道市旧御調町)
 - ※ 以下、①、③を全域過疎、②、④を一部過疎という。
 - ※ 本県には、上記の条項以外に該当する過疎地域はない。
- 2 特定市町村の区域は、次の区域をいう。
 - ① 持続的発展支援法附則第7条第1項の規定する市町村の区域 (福山市旧内海町、東広島市旧福富町・旧豊栄町・旧河内町)
- 3 統計数値は、次のとおり取り扱っている。
 - ① 経年分も含め、前記1の①~④の区域に係る数値を使用している。

目 次

1	持続的発展に関する基本的な事項	. 1
(1)過疎地域の現状と問題点	. 1
	ア 概況	. 1
	(ア) 広島県の過疎地域	
	(イ) 広島県の過疎地域の現状	. 2
	イ 過疎対策の成果と課題	4
	(ア) これまでの過疎対策の実績	
	(イ) 生活基盤の整備状況	
	(ウ) 現状と課題	
	ウ 各分野別の現状と問題点	8
	(ア) 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成	8
	(イ) 産業の振興	. 8
	(ウ) 地域における情報化	. 11
	(エ) 交通施設の整備、交通手段の確保	. 12
	(オ) 生活環境の整備	
	(カ)子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	. 14
	(キ) 医療の確保	
	(ク)教育の振興	
	(ケ)集落の整備	
	(コ) 地域文化の振興等	
	(サ) 再生可能エネルギーの利用の推進	
,	(シ) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向	
	ア 過疎地域の重要性	
	イ 目指す姿	
	ウ 取組の方向	
	エ 他の計画等との関連	20
	移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成	
(1)移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成の方針	21
(2) 若い世代を呼び込む地域環境の創造	21
	ア 東京圏等からのUIターン等の促進	
	イ 地域特性を強みとして生かした受入態勢の強化	
(3)多様な主体による自主的・主体的な地域づくり	. 21
3	産業の振興	. 23
(1)産業振興の方針	23
(2)農林水産業の振興	. 23
	ア 農業	23
	(ア) 担い手の確保・育成	
	(イ) 生産基盤の整備	
	(ウ)スマート農業の実装等による生産性の向上	
	(エ) 持続可能な畜産経営体の確保・育成	
	(オ)消費者ニーズに対応した販売戦略の構築	24

		(カ)農業技術指導活動の推進	24
		(キ) 有害鳥獣被害対策	25
	イ	林業	25
		(ア) 県産材の需要拡大	25
		(イ) 効率的な流通・加工体制の構築	25
		(ウ) 安定的な木材生産体制の構築	25
		(エ) 資源循環利用による持続的な林業経営の確立	25
	ウ	水産業	25
		(ア)瀬戸内の地魚の安定供給体制の構築	
		(イ)海外展開を見据えたかき生産出荷体制の構築	26
	工	食の安全・安心確保対策の推進	26
		(ア)農林水産物の生産から消費に至る安全・安心対策の推進	
		(イ) 安全・安心な食品の製造、販売と消費の対策	
		(ウ) 安全・安心のための連携、危機管理体制の推進	26
	(3)	地場産業の振興	26
	(4)	企業の誘致策等	27
	(5)	新たな産業の創出	27
	(6)	商業の振興	28
	(7)		
	(8)		
	(9)	その他	29
4	地	域における情報化	30
	(1)	情報化の方針	30
	(2)	情報化の推進	30
5	交	通施設の整備、交通手段の確保	32
	(1)	交通施設整備、交通手段確保の方針	32
	(2)		
	ア	- 自足 - 水足及び中間足すり走開及び起エる幅別自在りにと	32
	1	国道・県道等の整備	32
	イウ	国道・県道等の整備 市町道の整備	32 33
	ウ	国道・県道等の整備 市町道の整備 交通安全施設の整備	32 33 33
	ウエ	国道・県道等の整備 市町道の整備 交通安全施設の整備 良好な道路環境の形成	32 33 33 33
	ウエオ	国道・県道等の整備 市町道の整備 交通安全施設の整備 良好な道路環境の形成 適切な維持管理の推進	32 33 33 33
	ウ エ オ (3)	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備.	32 33 33 33 33
	ウエオ(3)	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道.	32 33 33 33 33 33
	ウエオ(3) アイ	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道.	32 33 33 33 33 34
	· ウエオ(3)アイウ	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等.	32 33 33 33 33 34 34
	・ ウエオ(3) アイウ(4)	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策.	32 33 33 33 33 34 34 34
	ウエオ(3)アイウ(4)ア	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等.	32 33 33 33 33 34 34 34
	·ウェオ3)アイウ(4)アイ	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備 . 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策 . 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持.	32 33 33 33 33 34 34 34 34
	ウエオ(3)アイウ(4)ア	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等.	32 33 33 33 33 34 34 34 34
	·ウェオ3)アイウ(4)アイ	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備 . 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策 . 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持.	32 33 33 33 33 34 34 34 34
	・ウエオ)アイウ(4)アイウ	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備 . 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策 . 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持.	32 33 33 33 33 34 34 34 34 34
6	·ウエオ(3)アイウ(4)アイウ 生	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持. 航路等の維持.	32 33 33 33 33 34 34 34 34 34 34
6	·ウエオ()アイウ()アイウ 生()	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持. 航路等の維持. 航路等の維持.	32 33 33 33 33 34 34 34 34 34 35
6	·ウエオ3アイウ4アイウ 生))	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持. 航路等の維持. 航路等の維持. 活環境の整備. 生活環境整備の方針.	32 33 33 33 33 34 34 34 34 34 35 35
6	·ウエオ3アイウ4アイウ 生))	国道・県道等の整備. 市町道の整備. 交通安全施設の整備. 良好な道路環境の形成. 適切な維持管理の推進. 農道、林道及び漁港関連道等の整備. 農道. 林道. 漁港関連道等. 交通手段の確保対策. 地方バス路線の維持等. JR地方交通線の維持. 航路等の維持. 航路等の維持. 活環境の整備. 生活環境整備の方針. 住宅の整備.	32 33 33 33 33 34 34 34 34 34 35 35 35

	イ	水道施設	36
	ウ	下水処理施設等	36
	工	一般廃棄物処理施設等	36
	オ	火葬場	36
	(4)	デジタル技術を活用した暮らしの向上	37
	(5)	- 危機対処能力の向上	37
	ア	災害対処能力の向上	37
	イ	健康危機対応能力の強化	37
	ウ	インフラ老朽対策の推進	37
	工	消防・救急施設等の整備	38
	(6)	その他	38
7	子	育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	39
	(1)	子育て環境確保、高齢者等の保健・福祉向上及び増進の方針	39
	ア	子育て家庭への支援	
	1	高齢者の保健・福祉	
	ウ	障害者(児)の保健・医療・福祉	
	(2)		
	ア	保育及び放課後児童対策	
	1	地域による子育て支援等	
	(3)	_ ,, , _ , _ , _ , _ , _ ,	
	ア	高齢者を支えるサービスや取組	
	1	高齢者の保健対策	
	ゥ	社会参画の促進	
	'/	- 1. 云	41
	ソエ		
		高齢者が安心して暮らせる環境づくり	41
	工	高齢者が安心して暮らせる環境づくり	41
8	工 (4)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり	41 41
8	工 (4) 医	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策	41 41 43
8	生 (4) 医 (1)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策療の確保	41 41 43 43
8	生 (4) 医 (1)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり	41 41 43 43
8	生 (4) 医 (1) (2)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり	41 41 43 43 44
8	生 (4) 医 (1) (2)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策療の確保. 医療確保の方針	41 43 43 44 45
8	工 (4) 医 (1) (2)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策	41 41 43 43 44 45
8	(4) 医(1) (2) 教(1)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針.	41 41 43 43 44 45 45
8	(4) 医(1) (2) 教(1)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興.	41 43 43 44 45 45 45
9	(4) (1) (2) 教 (1) アイ	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策 療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策 育の振興 教育振興の方針 学校教育の充実 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興 高等教育・研究機能の活用	41 43 43 44 45 45 45 45
9	(4) 医 (1) 教 () アイウ	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興. 高等教育・研究機能の活用.	41 43 43 44 45 45 45 45 45
9	(4) (1) (2) 教 1) アイウ2)	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興. 高等教育・研究機能の活用. 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育. 地域の次代を担う人材の育成.	41 43 43 44 45 45 45 45 45 45
9	(4) 医 (1) 教 () アイウ(2)ア	高齢者が安心して暮らせる環境づくり. 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興. 高等教育・研究機能の活用. 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育. 地域の次代を担う人材の育成. 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり.	41 43 43 44 45 45 45 45 45 45 45
9	·エ(4) 医(1) (2) 教(1) アイウ(2) アイ	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策 療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策 育の振興 教育振興の方針 学校教育の充実 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興 高等教育・研究機能の活用 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり 里山・里海体験の推進	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46
9	(4) 医 (1) 教 () アイウ(2) アイウ	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策 療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策 育の振興 教育振興の方針 学校教育の充実 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興 高等教育・研究機能の活用 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育 地域の次代を担う人材の育成 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり 里山・里海体験の推進 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46 46
9	(4 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策 療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策 育の振興 教育振興の方針 学校教育の充実 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興 高等教育・研究機能の活用 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育 地域の次代を担う人材の育成 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり 里山・里海体験の推進 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46 46 46
9	(4 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興. 高等教育・研究機能の活用. 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育. 地域の次代を担う人材の育成. 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり. 里山・里海体験の推進. 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備.	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46 46 46
9	(1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策. 療の確保. 医療確保の方針. へき地医療対策. 育の振興. 教育振興の方針. 学校教育の充実. 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興. 高等教育・研究機能の活用. 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育. 地域の次代を担う人材の育成. 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり. 里山・里海体験の推進. 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備.	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46 46 46 47
8	(ユ (ユ) (エ	高齢者が安心して暮らせる環境づくり 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策 療の確保 医療確保の方針 へき地医療対策 育の振興 教育振興の方針 学校教育の充実 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興 高等教育・研究機能の活用 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育 地域の次代を担う人材の育成 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり 里山・里海体験の推進 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備. その他	41 43 43 44 45 45 45 45 45 46 46 46 46 47 48

	((3)	多文化共生社会を目指した環境づくりの推進	18
11	L	地地	域文化の振興等	19
	(1)	地域文化振興等の方針4	19
			地域文化の振興等に係る施設の整備	
	((3)	スポーツを通じた地域活性化	19
1 7		a /	生可能エネルギーの利用の推進 	- ^
	(-	1)	再生可能エネルギー利用推進の方針	50
			の他地域の持続的発展に関し必要な事項	
	(-	1)	自然環境の保全及び再生	51
	(2	2)	農林地の保全等	51
		ア	農林地の公益的機能の維持・発揮	
		イ	農山漁村の暮らしの安全・安心の確保等	52
			基金	

1 持続的発展に関する基本的な事項

(1)過疎地域の現状と問題点

ア 概況

(ア) 広島県の過疎地域

◇ 公示市町・・・・・14市町 (9市5町)

持続的発展支援法に基づき公示された本県の過疎地域は、次のとおりである。

(表 1) 過疎地域一覧

公示年月日	公示市町村
令和3(2021)年 4月1日	《全域過疎》 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、 安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 《一部過疎》 呉市のうち旧音戸町・旧倉橋町・旧下蒲刈町・旧蒲刈町・旧川尻町・ 旧豊浜町・旧豊町 三原市のうち旧大和町・旧久井町 尾道市のうち旧因島市・旧瀬戸田町・旧御調町・旧向島町 廿日市市のうち旧吉和村・旧宮島町
令和4 (2022) 年 4月1日	《一部過疎》 呉市のうち旧安浦町 廿日市市のうち旧佐伯町

旧法である過疎地域自立促進特別措置法では過疎地域に指定されていた、福山市のうち旧内海町、東広島市のうち旧福富町・旧豊栄町・旧河内町は、過疎地域から外れるものの、経過措置を受ける特定市町村として令和3 (2021) 年4月1日に公示されている。



(図 1) 過疎地域

(イ) 広島県の過疎地域の現状

i 過疎地域の地形的条件

◇ 本県の過疎地域は14市町からなり、面積が5,486km²と、県全体の約6割を占め、全国でも多くの過疎地域を抱える県の一つとなっている。また過疎地域は、北部の中国山地沿いと東部の吉備高原及び世羅台地、並びに南部の島しょ地域に、瀬戸内海沿岸の都市部を挟む形で存在し、県土に対する山地の割合が高いなど狭い地形条件と比較的都市部に近接していることが特色である。

(表 2) 広島県における過疎地域の市町数と面積

(単位:市町、km²、%)

項目	過疎地域	広島県	対県比率
市町数	14	23	60. 9
面積	5, 485. 68	8, 478. 16	64. 7

※面積:全国都道府県市町村別面積調による。

ii 人口の増減状況

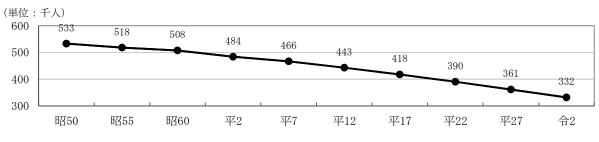
- ◇ 持続的発展支援法に基づき公示された本県の過疎地域の人口(一部過疎地域を含み、 特定市町は含まない)は、図2に示すとおり減少傾向にあり、令和2(2020)年国勢調 査によると約33万人で、県全体の約1割を占める状況となっている。
- ◇ 過疎地域の人口増減状況としては、高度経済成長期などにおける都市部への人口流出により、昭和30 (1955) 年代から昭和40 (1965) 年代にかけて急速に人口減少が進行した。昭和50 (1975) 年から平成12 (2000) 年までは年間2,000~4,000人規模の減少であったが、近年は年間5,000~6,000人規模で減少しており、進行が加速している。
- ◇ 図4人口減少を地域別に見ると、昭和30 (1955) 年代後半に豪雪被害の大きかった北部の県境部で激減したため内陸部で人口減少率が高い傾向にあったが、現在は島しょ・沿岸部における人口減少率が高い状況にある。
- ◇ 人口減少の要因としては、内陸部、島しょ・沿岸部双方とも共通して、基幹産業の衰退や雇用機会の減少などによるものと考えられる。
- ◇ 本計画対象地域の人口の現状を表3、過疎地域の年齢別人口割合を図5に示す。過疎地域の高齢者比率は依然として上昇しており、令和2 (2020) 年の国勢調査では、過疎地域の平均は42.3% (広島県29.6%、全国28.7%) で、52.1%を最高に全ての市町が35%を超えるなど高率となっている。
 - 一方、若年者比率 (15~29歳) は、ほとんどの市町で低下の一途をたどっており、令和 2 (2020) 年の過疎地域の平均は10.2% (広島県14.0%、全国14.3%) と低率になっている。
- ◇ 他方、技能実習生をはじめとする外国人は増加傾向にあり、平成27(2015)年の約 3,300人から令和5(2023)年の約5,400人に増加している(全域過疎10市町)。

(表 3) 本計画対象地域の人口の現状

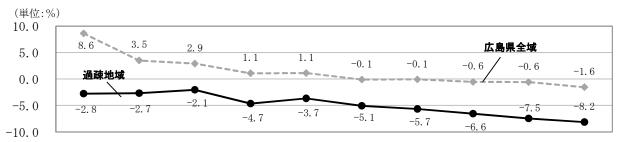
(単位:人、%)

項	н	本	計画対象地	域	広島県全域	対県	全 国
垻	目		過疎地域	特定市町村	公局 宗主域	比率	全 国
人	П	344, 318	331, 592	12, 726	2, 799, 702	12.3	126, 146, 099
高齢者	者比率	42.5	42.3	48.0	29. 6	1	28.7
若年和	者比率	10.1	10.2	7. 7	14.0		14. 3
人口均	曽減率	△8.2	△ 8.2	△ 9.6	△ 1.6	ı	△ 0.7

※総務省「令和2年国勢調査」による。人口増減率は、対「平成27年国勢調査」比。

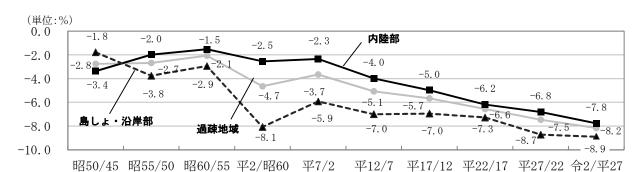


(図 2) 過疎地域の人口推移

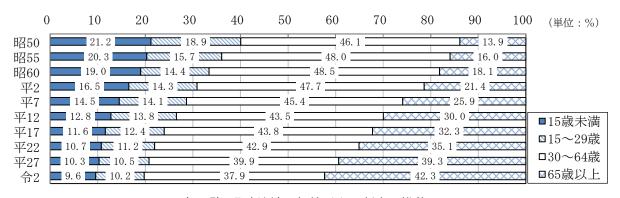


昭50/45 昭55/50 昭60/55 平2/昭60 平7/2 平12/7 平17/12 平22/17 平27/22 令2/平27

(図3)広島県全域と過疎地域の人口増減率の推移



(図 4) 過疎地域の内陸部、島しょ・沿岸部別人口減少率の推移



(図 5) 過疎地域の年齢別人口割合の推移

※ 図2~5:総務省「国勢調査」による。

イ 過疎対策の成果と課題

(ア) これまでの過疎対策の実績

◇ 昭和45 (1970) 年度に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、令和 5 (2023) 年度までの53年間に、県及び県内市町で実施した過疎対策事業費の総額は、4 兆 5 千億円余となっている。

(表 4) 根拠法別過疎対策事業費

(単位:百万円)

年 度	S45~S54	S55∼H1	H2∼H11	H12∼H21	H22∼R2	R3∼R5		
根拠法	過疎地域対策 緊急措置法	過疎地域振興 特別措置法	過疎地域活性化 特別措置法	過伸物加日牙混准猝割港清净		過疎地域持続的発 展支援特別措置法		
産業基盤	48, 353	181, 744	319, 751	176, 895	144, 376	286, 143	1, 157, 262	
交通基盤	182, 747	346, 511	583, 535	424, 991	207, 340	58, 050	1, 803, 174	
生活環境等	95, 025	124, 164	439, 862	399, 309	392, 142	137, 001	1, 587, 503	
合 計	326, 125	652, 419	1, 343, 148	1, 001, 195	743, 858	481, 194	4, 547, 939	

[※] 県地域政策局調べによる。

(イ) 生活基盤の整備状況

- ◇ 過疎対策として早急に取り組む課題の一つに道路環境の充実が挙げられ、そのため当初は、市町村道や農道整備を中心に進めるなど交通基盤の整備充実を優先してきた。
- ◇ 併せて、都市部への人口流出にも歯止めをかけるため、地域産業の育成・振興のほか、 生活環境の整備にも力を傾注してきたところである。
- ◇ また、昨今の高度情報化時代に対応した情報化施策にも積極的に取り組み、過疎地域 の情報を適宜発信し、都市と農山漁村の交流を促進する事業も展開してきた。
- ◇ その結果、次表に示すとおり、過疎地域の生活基盤は着実に向上しており、都市との 交流や情報化の推進など、過疎地域の振興に一定の成果をもたらしている。

(表 5) 全域過疎地域における生活基盤の整備状況の変化

(単位:%)

項目	昭和50年度	令和5年度
市町道改良率	10. 9	60. 0
市町道舗装率	14. 5	86. 0
水道普及率	45. 7	95. 4

※ 市町道関係:県土木局調べ、総務省市町公共施設状況調査、水道普及率:県健康福祉局調べによる。

(表 6) 全域過疎地域における水洗化率の変化

(単位:%)

項目	昭和55年度	令和5年度
水洗化率	14. 0	82. 4

[※] 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、県環境県民局調べによる。

(表 7) 全域過疎地域における総観光客数の変化

(単位:千人)

項目	昭和50年	令和5年
総観光客数	3, 590	13, 327

[※] 一般社団法人広島県観光連盟「広島県観光客数の動向」による。

(表 8) 全域過疎地域における光ファイバの世帯整備率

(単位:%)

項目	令和5年度
光ファイバの世帯整備率	97. 26

[※] 総務省「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」による。

(ウ) 現状と課題

- ◇ このように、数次にわたる特別措置法に基づき、過疎地域の振興、活性化を図り、令和3(2021)年度からは、過疎地域の持続的発展に向けた取組を進めている。
- ◇ しかし、本県過疎地域の人口は、県全体を大きく上回るスピードで減少傾向が続いており、高齢者が多い過疎地域においては、自然減を中心とした人口減少を今後も見込まざるを得ない。
- ◇ こうした中で、集落の小規模化、老朽空き家の増大、無医地区をはじめとした医師不足や生活交通の縮小など、依然として多くの課題がある。また、基幹産業である農林水産業の担い手の不足や農地や山林の荒廃による公益的機能の低下から、国土保全や水土保全への影響も懸念されている。

(住民意識)

- ◇ 中山間地域における生活に満足している人の割合は、前回調査(令和2(2020)年)までは増加傾向にあったが、物価の高騰やコロナウイルス感染症などから、令和6(2024)年調査では都市部、中山間地域ともに減少しており、特に中山間地域では、人口や店舗数の減少、鳥獣による被害の増加などにより大きく下がっている。
- ◇ また、令和6 (2024) 年調査では、今後の暮らし向きは、都市部では「良くなっていく」が「悪くなっていく」より11.9ポイント高い。一方中山間地域は「悪くなっていく」が「良くなっていく」より39.9ポイント高くなっているが、その差は令和2 (2020) 年調査時の50.2ポイントよりは小さくなっている。また、中山間地域における今後の暮らし向きが悪くなる要因としては、直接・間接的に「人口減少」と「少子高齢化」を要因とするものがほとんどとなっている。

(表 9) 地域生活の満足感

(単位:%)

	区分	満足している ・ どちらかと いうと満足している		不満である ・ どちらかと いうと不満である		どちらとも言えない	
		中山間地域	都市部	中山間地域	都市部	中山間地域	都市部
	全体	41.1 (67.6)	78.9 (86.5)	23.0 (23.6)	6.9 (8.9)	35.9 (8.8)	14.3 (4.5)
	18~40代	40.2 (66.0)	82.8 (86.3)	26.6 (27.2)	5.9 (9.9)	33.2 (6.9)	11.3 (3.9)
内訳	50~60代	38.5 (66.6)	76.8 (84.6)	24.2 (23.2)	8.5 (10.2)	37.4 (10.2)	14.6 (5.2)
2. 1	70代以上	43.9 (70.8)	75.7 (88.8)	18.9 (19.2)	6.1 (6.8)	37.1 (10.0)	18.2 (4.4)

[※] 県地域政策局「中山間地域に関する住民意識調査」(R6)による。()はR2調査による。

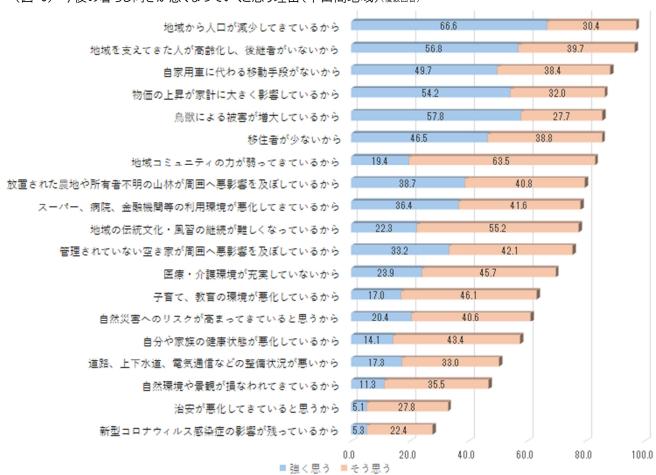
(表 10) 将来への不安

(単位:%)

区	分	良くなっていく		悪くなっていく		変わらない・分からない	
		中山間地域	都市部	中山間地域	都市部	中山間地域	都市部
全	体	9.9 (6.8)	27.2 (22.0)	49.8 (57.0)	15.3 (16.2)	40.3 (36.1)	57.5 (61.8)

[※] 県地域政策局「中山間地域に関する住民意識調査」(R6)による。()は R2調査による。

(図 6) 今後の暮らし向きが悪くなっていくと思う理由(中山間地域)(複数回答)



※ 県地域政策局「中山間地域に関する住民意識調査」 (R6) による。

(新たな潮流:デジタル社会の到来)

- ◇ 「Society5.0」の到来を踏まえ、国においては次世代通信規格「5G」の基幹インフラとなる光回線を全国に整備するとともに、クラウドやAI/IoTなどの革新的な技術を様々な分野に展開し、これまでにないビジネスモデルや新たなサービスなどを通じて、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという考えのもとで、デジタルトランスフォーメーション (DX) をスピーディーに進めていくこととしている。
- ◇ こうしたデジタル化の進展は、過疎地域における物理的な距離のハンディキャップやマンパワーの不足などを「克服できる可能性」を秘めており、今後、地域においては、交通、医療、介護、福祉等の生活サービスの維持・確保に向けて、長期的な視点で、デジタル技術を暮らしの中にどう取り込んでいけるかが重要な課題となる。
- ◇ また、そのための地域における自助努力を基礎にして、デジタル社会において過疎地域が潜在的な可能性を発揮し、持続可能な地域社会を実現していくためには、「デジタル」から生まれる、地域の枠を超えた新しい暮らしのモデルを、地域全体に横展開していく持続的な仕組みの構築が求められている。

(新たな潮流:新しい価値観)

- ◇ リモートワークやオンライン学習、オンライン診療などのデジタル技術を取り入れた サービスの急速な普及と相まって、時間や場所にとらわれない多様な働き方や暮らし方 が、これまで以上に注目されている。
- ◇ こうした中で、里山・里海の豊かな自然と共生し、かつ都市に近接して適切に分散化された本県の過疎地域は、快適でゆったりとした質の高い住環境や、仕事も暮らしも悠々と楽しめるストレスフリーなライフスタイルを実現できるフィールドとして、過密化した大都市圏からの移住ニーズや企業の分散需要を満たす有力な選択肢となってくる。
- ◇ このため、こうした高まりつつある機運を好機として積極的に取り込み、本県の過疎 地域が、生活の豊かさを先取りできる地域として広く認知され、そこに暮らし続ける 方々にとっても、地域の価値を改めて実感していただくことによって、地域への愛着や 誇りの高まりにつなげていくことが求められている。
- ◇ こうした過疎地域を取り巻く課題や新たな潮流に、迅速かつ的確に対応する必要がある。

ウ 各分野別の現状と問題点

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

- ◇ 東京一極集中が進展する中、本県への移住促進に向けて、広島らしいライフスタイルの 魅力を伝えるなどの「情報発信」、移住希望者と地域との「マッチング」、移住後のサポ ートまで含めた「受け皿づくり」の3つの取組を総合的に進めており、移住希望地ランキ ング(公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構)で上位を獲得していることなどを 背景として、県外からの移住世帯数は年々増加している。
- ◇ 本県の過疎地域が幅広い層から移住先として選ばれるよう、これまでの取組の一層の充実を図るほか、関係人口の拡大に取り組むことにより、広島へのより大きな移住の流れを作り出していく必要がある。
- ◇ 本県の過疎地域の集落は、全国に比べて、小規模化や高齢化が大きく進み、地域活動の 担い手が不足する中で、草刈・清掃などのコミュニティで行う共同作業や地域に根差した 伝統行事等の活動が困難な集落が増加している。

(表 11) 過疎地域における集落の状況

年度	集落数	65歳以上が50	%以上の集落	10世帯未満の小規模集落		
中 及		(集落数)	(%)	(集落数)	(%)	
平成22年 (2010)	2, 389	557	23. 3	254	10.6	
平成27年 (2015)	2, 389	775	32. 4	273	11. 4	
令和元年 (2019)	2, 385	1,047	43. 9	305	12. 8	

[※]広島県「集落基本情報調査」による。

◇ コミュニティで行う共同作業や地域に根差した伝統行事等の活動は、地域を運営する機能としてだけでなく、世代を超えた多様な人々が絆を深める場としても貢献しており、引き続き地域の推進役となるリーダーの発掘・育成やネットワーク化によって、地域のつながりや連帯感を醸成していく必要がある。

(イ) 産業の振興

- ◇ 人口減少、高齢化の進行により過疎地域の就業者数は依然として減少を続けており、令和2 (2020) 年における全域過疎市町の就業者の県全体に占める比率は、昭和35 (1960) 年の22.8%に比べて3分の1以下の8.1%となった。
- ◇ 農林水産業や商工業などの自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしているが、方針決定などは男性を中心に行われる傾向にあることから、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の経営活動への参画に向けた環境を整備する必要がある。
- ◇ 就業機会の確保は、過疎地域持続的発展施策の基本の一つであり、企業誘致などのほか に特産品や、自然・景観、歴史的遺産などの地域固有の資源を活用した産業振興を積極的 に図る必要がある。

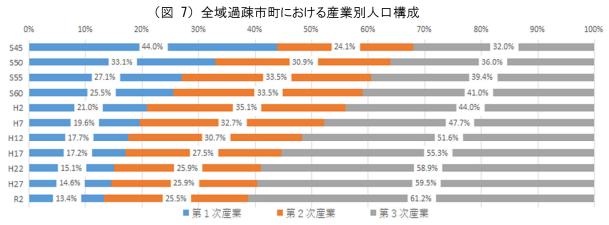
- ◇ そのためには、生産、加工、流通、販売を一貫して地域で行う経営方式の導入、農林 水産業と観光・レクリエーションの結合など、地域経営の視点に立った新たな経営方式の 導入を検討するとともに、販路拡大や流通経路を確保するため、都市地域への基幹道路の 整備促進も重要な課題である。
- ◇ また、情報化時代に対応して、情報通信技術を活用した既存産業の競争力強化や、過疎 地域の新たな産業の創出、創業や新事業展開なども図る必要がある。

(農林水産業)

◇ 過疎地域の基幹産業である農林水産業の全域過疎市町における就業者比率は、昭和45 (1970)年以降一貫して減少を続け、令和2 (2020)年には13.4%となっているが、県全 体の就業者比率(2.7%)に比べると高率である。

農林水産業従事者の減少と高齢化により、販売農家数は一貫して減少しており、過疎地域の農業を支える若い農業者が少なく、農林水産物の全体の生産量は減少傾向にある。

- ◇ 農林水産業の構造改革を進めるため、各種施策を講じており、一部の農産物においては 県内産シェアが向上し、林業における素材生産量・木材生産額は増加傾向となっている。
- ◇ 人口減少や少子・高齢化の進行は、農林水産物の消費量の減少だけでなく、農林水産業 従事者の減少にもつながることから、主な生産の場である、過疎地域が大半を占める中山 間地域の生産基盤やコミュニティの維持が困難になると懸念されている。
- ◇ こうした中、デジタル技術を生かしたスマート農林水産業を推進し、生産性を高め、経営力の高い企業経営体の育成に取り組むことで、雇用の確保も含め、持続的な農林水産業を確立し、第一次産業に関わる人口の増加につなげていく必要がある。
- ◇ また、消費量の減少に対応するため、品目ごとの特性に応じて、強みの明確化等により ブランディングを強化していくほか、海外で競争力のある品目については、マーケットインに基づいて輸出へも挑戦するなど、新たな市場を開拓していくことが重要である。
- ◇ 過疎地域が有する「豊かさ」という価値を生かしていくため、本県農林水産業の魅力を 高め、積極的に情報発信を行うとともに、農林漁業体験などを通じた地域間交流の促進を 図っていく必要がある。



※ 総務省「国勢調査」による。

項目	平成22年	平成27年	令和2年	
販売農家数	17, 645	14, 439	14, 254	
高齢化率	37. 0	39. 3	40. 3	

[※] 農林水産省「世界農林業センサス」及び「農林業センサス」による。

(表 13)農林水産業に対する改善施策とその現状と成果

区 分	改善施策	現状と成果
農業	基盤整備・近代化施設整備、意欲ある経営体 への農地集積などの施策	企業的経営体とこれを核とする大型産 地の増加や農地集積による規模拡大
林業	林業の低コスト化、林業経営体の育成強化、 木材流通の効率化と木材利用の拡大等の施策	県産材 (スギ・ヒノキ)素材生産の拡 大や木材安定供給協定による取引量の 拡大
水産業	「つくり育てる漁業」の振興、漁業秩序維持・ 漁場基盤整備などの施策	地先定着型業魚種の増産

(その他の産業)

- ◇ 全域過疎市町の総生産のうち第2次産業は、平成23(2011)年から令和4(2022)年までの11年間で22.8%の増加となっており、これは県全体の増減率(18.5%)と比較しても高い状況にある。
- ◇ 内訳を見てみると、製造業は県全体の12.2%の増加より低い10.7%の増加となっているが、建設業が81.1%増加しており、建設業が牽引したことがうかがえる。
- ◇ 各地域の実情や特性に即し、成長が期待できる健康・医療、環境・エネルギー、半導体 関連産業等や先端的な企業などの誘致に取り組み、地域の活性化や安定した雇用の場の確 保を図る必要がある。
- 全域過疎市町の総生産のうち第3次産業は、平成23(2011)年から令和4(2022)年までの11年間で▲2.8%の減となっており、県全体の増減率(6.9%)と比較して低い状況にある。
- ◇ 内訳を見てみると、人口減少などにより住宅賃貸業などの不動産が▲15.4%と大きく減少する一方、高齢者のニーズが高い医療・保健、介護が5.7%増加している。
- ◇ 中でも、生活の中心地域にある地元商店街などの中小小売業の衰退が進行しているため それぞれの地域が魅力ある店づくり、商店街づくりにより集客力を高めていく必要がある。
- ◇ なお、過疎地域では、これまで地域資源を生かした観光施設の充実などに積極的に取り組んできたことが、少しずつ成果として現れてきたため、都市との交流人口が増加しており、全域過疎地域における総観光客数も昭和50(1975)年には359万人だったが、令和5(2023)年には1,332万人まで増加してきた。
- ◇ また、観光客の意識や価値観の多様化やインバウンド需要の高まりなど観光を取り巻く 環境変化を踏まえ、中山間地域ならではの価値を提供することによって、更なる観光需要 の創出につなげていく必要がある。

- ◇ 加えて、地域の安全・安心を維持する建設産業の実現に向けて、建設事業者が技術力・ 競争力を高めるための環境を整備するとともに、担い手の確保・育成や建設現場の更なる 生産性の向上を図る必要がある。
- ◇ 更に、本県においては、古くから海運業が盛んであったが、その事業者が大きく減少していることから事業継続に向けた船主への支援が必要である。中でも、倉橋地域では平成15年から令和6年の間に事業者数が約70%も減少している。

(ウ) 地域における情報化

(情報通信基盤)

- ◇ 情報通信基盤の整備は、超高速ブロードバンドの未整備地域は一部残存するものの、安全、安心な生活を送るために必要な気象、防災情報や、暮らしに密着した生活情報を得る上で有効なツールである携帯電話やインターネットなどのブロードバンド環境の整備が進んでいる。その一方で、合併前の市町単位で異なる地域内情報伝達システム(有線など)が並存し、それらの老朽化が進んでいる。
- ◇ こうした老朽化が進む有線放送などに代わり、CATVなどの双方向のマルチメディア 通信を活用した医療や福祉をはじめとする生活情報や行政情報に関する地域内情報システ ムの構築など、情報サービスの提供体制の整備が求められている。
- ◇ さらに、Society5.0時代に必要なブロードバンドサービスなど、より高度な情報通信基盤の整備や各種公共アプリケーションの導入、地域情報拠点機能の整備などにより、地域ネットワークの形成を促進する必要がある。

(情報化人材等)

- ◇ 過疎地域では集落活動の維持が困難な地域が増加しており、行政情報の提供や、一人暮らしの高齢者の在宅健康管理システムなど、高度情報化による双方向通信の必要性が高まっているとともに、交流情報や定住情報など過疎地域からの情報発信を効果的に行う必要があり、ハード・ソフト両面における情報発信体制の整備が必要である。
- ◇ また、インターネットの普及など情報化の進展により、過疎地域においても、海外と直接情報交換することが可能となり、国際交流・国際協力への関心が高まるとともに、国際化をキーワードにした地域づくりへの関心が高まりつつある。
- ◇ しかしながら、高齢化の進行や若年層の流出などにより、情報化の推進役となる人材が 不足している。
- ◇ このため、住民の情報活用力の向上に努め、高度情報化に対応した人材を育成し、地域の情報化ニーズに対応する必要がある。さらに、学校教育においても、パソコンを利用した情報教育が導入されているが、指導体制などの整備が急務となっている。
- ◇ より高度な情報通信基盤の整備や情報サービス、情報発信などの各種情報施策については、広域連携による効率的・効果的な推進が不可欠であり、行政の情報化の取組を推進し、住民サービスの向上及び行政運営の高度化・効率化を図る必要がある。

(エ) 交通施設の整備、交通手段の確保

(交通施設の整備)

- ◇ 高速道路網など道路整備の進展に伴い、都市と過疎地域の時間距離が短縮され、都市部への遠距離移動が可能となっている。
- ◇ 通勤、通学などの日常生活圏の広域化に対応するため、最寄りの都市、高速自動車道インターチェンジへのアクセス道路の整備のほか、観光・レクリエーション施設や福祉施設、医療施設などの広域的ネットワーク化に必要な道路網と交通機関の整備・充実を引き続き推進する必要がある。
- ◇ 一方で、過疎地域における日常生活に不可欠な生活交通であるバス等の路線や周遊観光を促す道路ネットワーク内において、依然として離合困難な狭い区間がある。

過疎地域における日常生活に不可欠な生活交通の確保のため、地域拠点と周辺地域等を 結ぶ道路の整備やバス路線1車線区間の解消が必要である。

◇ また、過疎地域内の基幹集落と周辺集落を結ぶ市町道や、農道・林道などの道路網の整備を交通安全施設の整備とともに引き続き推進する必要がある。

(交通手段の確保)

◇ 過疎地域の公共交通は、人口の減少などから、年々利用者数が減少し、減便などが行われた結果、サービスの質の低下によりさらに利用者数が減少するという悪循環に陥っており、路線の維持が課題になっている。

市町では、地方バス路線や航路など生活交通の維持・確保対策に努めているが、利用者 の減少が続く中、財政状況が厳しいこともあり、大きな負担となっている。

- ◇ また、運転手不足が顕在化しており、路線の維持が困難になってきている。
- ◇ そのため、引き続き、地方バス路線、JR地方交通線、航路などの公共交通の維持・確保及び利便性の向上を図るとともに、持続可能な生活交通体系の構築に向けた再編を促進する必要がある。
- ◇ 加えて、高速バスの充実、鉄道の高速化、パークアンドライドなどの取組により、都市部への通勤などのアクセス及び利便性を向上させるとともに、スクールバスや福祉バスなども含めた生活交通の状況も勘案し、公共施設の確保を総合的かつ効果的に進める必要がある。

(オ) 生活環境の整備

(水道普及率や水洗化率)

◇ 過疎地域の水道普及率や水洗化率は、総じて順調に伸びているが、県全体に比べるとま だ格差が生じている。

快適な生活環境の確保や環境保全に対する要請の高まりに応えるため、各種支援制度を 有効に活用し、下水道などの生活基盤整備や良好な住環境の整備を、計画的・重点的に推 進する必要がある。

(表 14) 全域過疎地域と広島県全体における水道普及率・水洗化率の比較

(単位:%)

□ /\	令和5年度現在の状況			
区分	全域過疎地域	広島県全域		
水道普及率	76. 6	95. 4		
水洗化率	82. 4	93. 3		

- ※ 水道普及率:県健康福祉局調べ、水洗化率:環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、県環境県民局調べによる。
- ◇ 財政基盤の弱い過疎地域における下水道などの整備については、地域特性に合わせた各種制度の適切な選択により効率的な事業計画のもと事業を推進することが必要である。

(危機管理体制)

- ◇ 大規模地震発生の切迫性の高まりや異常気象による局地的豪雨の頻発、台風の大型化による大規模災害の発生が危惧されている。
- ◇ 本県は、全国最多の土砂災害警戒区域(全国702,270箇所のうち47,854箇所:令和7年3月末時点)を有しており、大規模災害への備えが喫緊の課題となっている。さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症を踏まえ、感染症のリスクにも対応した危機管理体制の強化に万全を期すことが求められている。

(治安の確保)

- ◇ 犯罪認知件数は減少を維持しているものの、特殊詐欺や悪質商法など日常生活を脅かす犯罪が後を絶たず、また凶悪犯罪発生の懸念などから住民の治安に対する不安は、依然として払拭されていない。
- ◇ 住民の犯罪被害に対する安心感を醸成するため、官民一体となって、犯罪の起こらないまちづくりを進める必要がある。

(表 15) 全域過疎地域における刑法犯罪数の変化

(単位:件)

区 分	平成14年	令和6年
刑法犯罪数	3, 491	605

※広島県警察本部「犯罪統計資料」による。

(デジタル技術の活用)

- ◆ 集落機能の低下に伴い、空き家や里山の財産管理等の新たな需要が発生するとともに、 交通手段や買物環境の確保など生活支援に関わる需要の増大が見込まれている。こうし た中で、急速に開発が進むデジタル技術は、担い手不足が深刻化する過疎地域の条件不 利性を改善し、様々な課題を克服していく上で大きな可能性を秘めている。
- ◇ デジタル技術を積極的に活用し、地域における生活サービスの効率化・高度化を図る ことによって、快適性や利便性の高い新しい暮らしのモデルにつなげていく必要がある。

(カ) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

◇ 県内全域にわたって確実に福祉・保健サービスの提供を行うことができるよう各種計画 (ひろしま高齢者プラン、広島県障害者プラン、ひろしま子供の未来みんなで応援プラン 等)の着実な実施を推進する必要がある。

(子育て環境の確保)

◇ 核家族化の進行等により、身近に相談できる人がいないなど、子育ての孤立が進行している

このため、市町のネウボラ拠点と地域の関係機関が連携することにより、妊娠や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する「ひろしまネウボラ」の実施により、子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備を進める必要がある。

- ◇ また、児童虐待防止のために、体罰によらない子育ての普及啓発や、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる子供の育ちにつながるリスクが発見された家庭に対し、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能が一体化した「市町こども家庭センター」の設置に取り組む必要がある。
- ◇ さらに、仕事と子育ての両立支援を促進するため、保育サービスの充実や育児休業制度の定着など、子育て環境づくりの充実を図る必要がある。

(高齢者等の保健・福祉の向上及び増進)

◇ 過疎地域では、高齢化率が都市部の2倍程度に達しており、そのため介護を要する高齢者が占める割合も都市部に比べて高い。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多く、しかも広い地域に散在しているという地域特性を踏まえたサービス提供が求められている。

- ◇ 高齢化の進展と生産年齢人口の減少などにより、地域活動を行う人材が不足している 上に、介護サービスの供給主体が少なく、福祉・保健の専門職など人材の確保も困難と なっており、安定的な人材確保を行う必要がある。
- ◇ 指定障害福祉サービス事業者の参入が進まないなど、社会資源が少ない地域の実情に 応じた対応が求められている。
- ◇ 高齢者が、住み慣れた地域で馴染みの関係を切らずに、本人の能力に応じて自立した 日常生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、当該システムの質の向上に向け、医療、介護等の専門職だけではなく、地域住民をはじめとした地域の多様な主体が一体となって高齢者を支えていくことが重要である。
- ◇ 誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努める必要がある。

(キ) 医療の確保

- ◇ 県内には、令和4 (2022) 年10月現在、無医地区 (医療機関のない地域で、当該地区 の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地 区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区) が53地区あり、その うち50地区が過疎地域にある。
- ◇ 加えて、人口減少や後継者の不在等によって、地域における医療機関の休廃止が、今後一層懸念される。
- ◇ そのため、過疎地域における医療施設の整備、人材の確保、救急医療体制の確立、巡回診療の実施などの充実が必要である。
- ◇ また、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少 を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機 能分化・連携を進めていく必要がある。

(ク)教育の振興

- ◇ 過疎化、少子化に伴う児童・生徒数の減少により、小中学校の適正規模の維持が困難な状況が依然として続いており、小中学校の統廃合が進んでいる。
- ◇ このような状況の中、一人ひとりの児童・生徒の個性や能力に応じた学びの充実や地域との関わりを重視した教育環境の整備・改善が求められている。
- ◇ このため、今後とも続くと予想される児童・生徒の減少に対応し、教育効果をより一層高めるため、教育行政の執行体制や指導体制を充実強化することが必要である。

(表 16) 公立小中学校数の推移

(単位:校、%)

	区 分		平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
	広島県全域		477	470	458	445	439
小		過疎地域 (割合)	119 (24.9)	114 (24. 3)	109 (23. 8)	103 (23. 1)	101 (23. 0)
小学校	広島県全域 (小規模校)		49	41	39	31	35
		過疎地域 (割合)	26 (53.1)	23 (56.1)	23 (59. 0)	18 (58. 1)	23 (65. 7
	広	島県全域	235	231	229	225	222
中学校		過疎地域 (割合)	65 (27.7)	62 (26.8)	61 (26.6)	61 (27. 1)	60(27.0)
校	広島県全域 (小規模校)		67	66	66	65	64
		過疎地域 (割合)	38 (56.7)	39 (59.1)	38 (57. 6)	41 (63. 1	41 (64. 1)

- ※ 広島県「公立学校基本数」による。
- ※ 学校数は、県立学校、分校、休校を除いた数値。小規模校とは5学級以下の学校。
- ◇ 過疎地域の県立高等学校においても、これまでの生徒数の減少により、小規模化が進んでおり、1学年3学級以下の学校については、在籍生徒や教員が少ないこと等から、一定規模のメリットを生かした活力ある教育を展開することが難しい状況となっており、とりわけ1学年1学級規模の学校については、そのことが顕著な状況となっている。

- ◇ 県立高等学校において、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を育成していくために、「主体的な学び」を促す教育活動を展開することができる環境を整備する必要がある。
- ◇ 小中学校の学校施設においては、構造体の耐震化が完了したところであり、引き続き 老朽化した学校施設の改築や非構造部材の耐震化を計画的に進めていく必要がある。ま た、体験学習や環境学習に対するソフト・ハード両面の体制整備が必要である。
- ◇ 次代を担う子供たちが、地域に誇りを持って、新たな担い手として活躍していくことが求められているため、子供たちが地域との関わりを通じて、生まれ育った地域への深い愛情や誇りを持ち、自らの創造力や行動力で、これからの時代を切り拓いていく力を身に付けていけるよう、引き続き、地域と連携した教育活動を展開していく必要がある。

(ケ) 集落の整備

◇ 本県の過疎地域の集落は、小規模化や高齢化が進み、地域活動の担い手が不足する中で、草刈・清掃などのコミュニティで行う共同作業や地域に根差した伝統行事等の活動が困難な集落が増加している。

このため、人口減少下にあっても地域を支えていけるコミュニティの再生に向けて、 地域に住む人たちを、専らサービスを受ける客体として捉えるのではなく、ともに支え 合い、地域の未来をつくる存在と捉え、それぞれの実情に応じて、その主体性が発揮さ れる多様な地域運営の仕組みを構築していく必要がある。

◇ 地域で生活する外国人の増加に伴い、言葉の問題等により地域に十分に溶け込めず (接点を持てず)、孤立しやすい環境に置かれている外国人が多い状況にある。

そのため、外国人が地域社会の一員として孤立することなく安心して生活できるよう、 生活に必要な情報を共有できる仕組みづくりなどの環境を整備する必要がある。

(コ) 地域文化の振興等

◇ 地域コミュニティによる地域芸能の伝承や文化資源の維持管理など、地域文化の保存、 伝承が困難な地域が、人口減少により増加するものと危惧される。

また、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大など、生涯学習への関心やニーズが高まっている。

- ◇ 地域コミュニティの再編により、地域に残された貴重な伝統文化の保存や新たな文化の創造など、地域住民のアイデンティティの醸成による地域個性の発揮が必要である。
- ◇ スポーツには、健康や体力の維持・増進だけでなく、地域の方々が参加や観戦、交流など様々な形で関わることにより、地域に一体感や活力を醸成する力がある。また、特色あるスポーツを地域づくりに生かすことによって内外からの関心が高まれば、地域ならではの強みとなり、そこに住む方々の誇りや愛着、地域アイデンティティの醸成にもつながる。
- ◇ また県内には、地域の資源と呼べるスポーツがありながらも、それを地域振興に十分に生かしきれていない地域や、これから新たにスポーツによる地域活性化を目指そうとしている地域がある。

- ◇ こうした機運を捉えて、スポーツを地域振興に生かしていこうとする地域の主体的な 取組を効果的にサポートしていくことが求められている。
- ◇ 文化・スポーツ施設などは、住民ニーズに対応して適切に整備する必要があり、施設の質、内容を十分に検討するとともに、適切な施設配置を心がける必要がある。

(サ) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ◇ 地球温暖化の進行に伴い、大雨災害の頻発や高温障害等による農産物の品質低下、生態系の分布域の変化などが全国各地で現れており、今後、こうしたリスクがさらに拡大することが懸念されている。
- ◇ 地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーについては、環境や安全に配慮しながら利用を推進していく必要がある。

(シ) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(自然環境の保全及び再生)

◇ 農林地は、洪水防止や水源かん養などの公益的機能を有しており、従来から、農地の基盤整備や森林の適切な管理により公益的機能の維持・発揮に努めてきたが、土地条件の不利な地域などにおいて、農地や森林の荒廃が進み、県土保全機能の低下や美しい農山村景観の喪失が危惧される。

とりわけ、過疎化の進行の著しい地域では、担い手の減少などにより、耕作放棄された農地や手入れ不足の人工林、放置された里山林が依然として存在し、水路、農道及び 林道などの維持管理にも支障をきたしている。

- ◇ 農地の公益的機能の維持・発揮のため、過疎地域が大半を占める中山間地域などで農業 生産条件の不利性を直接補正する中山間地域等直接支払制度を活用し、集落単位等での農 業生産活動の維持を図るとともに担い手の育成に努め、併せて、生活環境の整備などを進 める必要がある。
- ◇ また、集落活動の維持・強化などを進め、各種資源、施設の維持管理体制を再構築する 必要がある。
- ◇ 水源かん養、貴重な野生生物の生息・生育環境の提供、更には地球温暖化の原因となる 二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ多様な公益的機能を維持・発揮するため、ひろしま の森づくり事業などを活用しながら、県民生活に影響が大きい箇所を中心に整備を進める 必要がある。
- ◇ また、河川や海岸、道路、集落、森林などの整備に当たっては、自然・景観に配慮した 親しみと潤いを与える場を保全するとともに、激甚化・頻発化する災害から住民の安全を 確保するなど、総合的な防災機能を充実・強化する必要がある。
- ◇ 鳥獣被害対策としては、自然保護の観点も含め、防除技術の普及等による集落の環境改善、侵入防止、効果的な捕獲などの被害防止対策を推進するとともに、生息環境の整備など幅広い対応を進める必要がある。

◇ 不法投棄による里山の荒廃のおそれや海洋プラスチックごみによる里海への影響などが 懸念されており、これらを考慮した里山・里海の環境保全に努めていく必要がある。

(過疎地域市町の行財政運営)

◇ 一次産業比率が高いという産業構造や、人口規模が小さく、高齢化率も高いといった 人口構造などの構造的な要因により、過疎地域市町においては自主財源である税収が乏 しく、地方交付税や地方債に依存した財政構造となっており、実質公債費比率も県平均 と比べて高い水準にある。

全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、税収の減少や社会福祉関係経費の増加 が見込まれるなど、引き続き、厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。

- ◇ こうした中、各市町においては、これまでも集中的な行財政改革が進められてきたが、 将来の人口構造を見越した公共施設のあり方、インフラの老朽化対策など新たな行政課 題も生じており、更なる取組が求められている。
- ◇ さらに市町においては、今後とも厳しい財政状況が見込まれることから、県は市町の 持続可能な行財政運営が図られるよう、より計画的で効果的な事業執行や財政健全化に 向けた助言を行う必要がある。
- ◇ また、人口減少社会における行政サービス・地域の活力を維持していく上では、県・ 市町の連携強化を通じた最適な行政サービスの構築にも取り組んでいく必要がある。
- ◇ 加えて、加速するデジタル化や様々な地域課題への対応など、専門化・複雑化する行政需要に的確に対応することが求められていることから、過疎市町に対する人的・技術的な支援について検討し、効果的なサポートに努めていく必要がある。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

ア 過疎地域の重要性

◇ 過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、土砂災害の防止、県土の保全、二酸化炭素 の吸収など極めて重要な役割を担っている。

加えて、豊かな自然環境や景観、独自の文化や歴史、生活様式等は、都市に暮らす人々にとって潤いと季節感を与え、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している。

◇ このように、過疎地域の持つ多面的・公益的機能は、県民の豊かで安全な暮らしを支える重要な役割を果たしており、その価値は、今後も連綿と続く人々の営みの中で、将来にわたって維持・向上が図られていく必要がある。

イ 目指す姿

- ◇ 里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が、守るべき価値ある ものとして、内外の人々により引き継がれる中で、地域への愛着と誇りの高まりが、将来 への希望と安心につながり、心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる地域の実現 を目指す。
- ◇ 成果目標は、別途、県計画に定める。

ウ 取組の方向

- ◇ 過疎対策は、医療、生活・福祉、産業・雇用、教育など、幅広い分野にわたる総合対策であり、相互に関連した実効性のある施策を適切に講じていくことが求められている。本県では、こうした総合対策を17の施策領域と社会資本分野のマネジメントにより、それぞれの施策を連関させ、相乗効果を生み出しながら、推進しているところである。
- ◇ 今後の過疎対策においては、それぞれの地域が持つ、その地域ならではの資源や特性を 過疎地域の「強み」として再認識し、これまで生かしきれていなかった里山の恵みを《資 源》として上手く暮らしに生かし、地域内で回していける仕組みをつくることによって、 眠っていた価値を引き出していく。
- ◇ また、過疎地域の「価値を維持・向上させる」ことの大切さに共鳴する多様な人材を地域内外で増やし、ともに地域の未来をつくる存在として認め合い、支え合うことによって、安心の醸成につなげていく。
- ◇ さらに、人口急減に直面している地域の様々な課題を克服できる大きな可能性を秘めている新たなデジタル技術を、過疎地域の暮らしの中で分野横断的に実装することによって、新しい時代に対応した暮らしのモデルを創出し、地域における横展開を図っていく。
- ◇ 過疎地域の有する多面的・公益的機能について、全ての県民が適切に認識し、県民共有の財産として位置付けるための取組も併せて進めていくこととする。

エ 他の計画等との関連

- ◇ 本県では、住民に身近な行政サービスを自己完結的に処理できる基礎自治体の実現を目指し、全国に先駆けて市町村合併の推進に取組んだところであり、過疎地域の全市町村を含め多くの市町村が合併し、86市町村から23市町への再編が行われたところである。
- ◇ 合併市町では、合併建設計画など合併後のまちづくりビジョンの実現や地域の自立的発展に向けた事業を実施してきたところであり、県でも、こうした合併市町のまちづくりを支援してきた。
- ◇ 県・市町の過疎地域の持続的発展を図る施策の実施に当たっては、市町のこうした合併 建設計画、基本構想や、県の概ね10年後を展望した成長戦略を明らかにする「安心▷誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」、「同アクションプラン」、「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計 画」、「広島県離島振興計画」などとの整合を図り、総合的な視点に立って、計画的・重 点的に進めることとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成の方針

- ◇ 地域の価値に共鳴する人たちの外部からの移住を推進する。
- ◇ 地域に根差したリーダーが育ち、多様な人材のネットワークによって、地域資源を生かし、新たな価値を生み出す主体的な活動が展開されるよう支援する。
- ◇ 地域に愛着や誇りを持つ人たちの一歩を踏み出すためのチャレンジが次々と起こり、共感の輪が広がるよう後押しする。

(2) 若い世代を呼び込む地域環境の創造

ア 東京圏等からのUIターン等の促進

◇ 東京圏等から広島へのUIターン等の促進に向けて、デジタルマーケティングや各種SNSを有機的に活用し、様々な新しいニーズに応じて、広島らしいワーク・ライフスタイルの魅力発信を行う。また、従来の対面相談や移住イベントに加え、より多くの移住希望者と地域の人材・企業とのマッチングを図るとともに、地域での暮らし方や働き方をサポートするコーディネーターによる地域情報の発信やマッチングの取組を積極的に後押しする。

イ 地域特性を強みとして生かした受入態勢の強化

◇ 「都市と自然」が近接した本県ならではのゆとりある居住環境を強みとして、東京圏から過疎地域への人材の誘致拡大を図るため、民間と連携した空き家の掘り起こしや流動化、空き家バンクを活用した空き家や魅力あるライフスタイル事例の情報発信、半農半X等の多業を実践できる魅力的なフィールドとしての農地付き空き家や地域における仕事の紹介、二地域居住者のための低廉な住宅管理サービスの創出など、市町の特性や地域資源の価値を生かした受入態勢の一層の充実・強化を図る。

(3) 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり

- ◇ 地域社会やコミュニティの中で、人と人がつながり、支え合う価値を大切にするため、 地域における多世代のつながりや交流を促進するとともに、多様な主体が連携・協働して 支え合える地域づくりを進める。また、地域への愛着や誇りの醸成に向けて、地域におい て一歩前に踏み出すための様々なチャレンジを行っている人たちの活動を地域全体で後押 しし、共感の輪を広げていくための取組を推進する。
- ◇ 地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶ人材養成塾などを通じて、地域に根差 した活動やコミュティビジネスなどに取り組む人材の裾野を拡大し、過疎地域が大半を占 める中山間地域の将来を担うリーダーを育成する。

◇ こうした意欲ある実践者を中心とした人材プラットフォームを基盤として、里山・里海の豊かさを継続的に発信するとともに、その価値に共感し、地域と多様な形で関わる関係人口を拡大していくことによって、中山間地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくりを進める。

3 産業の振興

(1)産業振興の方針

- ◇ 過疎地域は、これまで地域の中で育まれた多くの技術と、その技術と地域資源を生かして作られた多くの特産品などを有していることから、それらの地域の特色を生かした創意工夫を重ねる。
- ◇ また、市場や消費者ニーズを的確に把握し、地域の生産物の販売促進への取組を進める とともに、観光産業の振興、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立や、建設事業者の 技術力・競争力向上に重点的に取り組み、交流人口の増加や雇用の維持・創出などを図る。
- ◇ 各地域独自の創造的、戦略的な取組が必要であることから、地域の自主性、主体性の下で、産業を支える人づくりや産品開発、販路拡大などのソフト面の施策を推進する。
- ◇ 高齢者の技能・経験を生かすとともに、各種方針決定の場などへの女性の参画を促進し、 生産、経営、家庭生活への男女共同参画ができるよう、誰もが働きやすい環境整備を推進する。
- ◇ 廃棄物の再利用化、環境・資源・エネルギー関連産業への積極的な支援などにより、 循環型社会、ネット・ゼロカーボン社会への転換を図る。

(2)農林水産業の振興

◇ 農林水産業の振興に当たっては、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立、農林地の 公益的機能の維持・発揮、並びに暮らしの安全・安心の確保を図る。

ア農業

(ア) 担い手の確保・育成

- ◇ 企業経営体等、地域の核となる経営力の高い担い手の育成と新規就農者の確保・育成に向け、農地の集積、生産基盤の整備、人材の確保、資金の支援及び経営力の強化等を総合的に講じていく。
- ◇ 地域の核となる担い手への農地の集積を進めるため、地域計画の策定・見直しを推進するとともに、農地中間管理機構などを通じて、農地の効率的な活用が図られるように支援する。

(イ) 生産基盤の整備

◇ 担い手が将来の生活設計を描ける経営の確立を支える生産基盤整備として、ほ場(生産性の向上、優良農地の創出)、農道(生産性の向上、物流の合理化)、かんがい排水施設(農業用水の確保、効率利用)、ため池(用水確保、防災対策)などの整備を計画的、

効率的に推進する。また、農業施設等の適切な保全管理により農業農村資源を守り活用 する資源保全管理対策(ストックマネジメント)を推進する。

(ウ) スマート農業の実装等による生産性の向上

◇ スマート農業技術を本県の過疎地域の生産環境にも適応した技術へとカスタマイズし、 生産性を高め、収益性の高いひろしま型の経営モデルを構築して、このモデルを普及す ることで、持続的な農業の発展を図る。

(エ) 持続可能な畜産経営体の確保・育成

- ◇ 持続可能な広島和牛生産体制の構築を目指し、広島和牛のブランド化を推進するとともに、畜産GAPやスマート農業の導入により経営力と持続性の高い企業経営者を育成し、併せて繁殖肥育一貫経営の導入や受精卵供給協定の拡大、第三者経営継承の取組などを推進することで、生産基盤強化による担い手の確保・育成を図る。
- ◇ 酪農・養豚・養鶏については、規模拡大等による企業化が進んでおり、過疎地域での 貴重な雇用先として持続的な経営発展を図るため、畜産クラスター等の事業の活用や生 産性の向上と環境に配慮した取組の推進により、経営力と販売力の強化を支援する。 また、酪農については、第三者経営継承などによる新規就農を促進する。
- ◇ 耕種農家と畜産農家との連携を進め、飼料用稲、飼料用米、飼料作物の生産及び稲わらの利用等による水田のフル活用を推進する。

(オ) 消費者ニーズに対応した販売戦略の構築

◇ 食の外部化の進行に伴う業務需要の拡大、食の安全・安心への関心の高まりなど、多様化する消費者ニーズの変化に対応しうる生産体制を確立するとともに、多様な流通ルートを活用した販売戦略の構築により、県産農林水産物の県民等への安定供給と担い手等の農林漁業経営の発展を図る。

(カ) 農業技術指導活動の推進

- ◇ 経営力の高い担い手を育成するため、新規就農者や経営発展意向のある担い手に対し 重点的な普及活動を展開し、調査・研究成果を地域で発揮するなど、着実な農業構造改 革の進展を図る。
- ◇ 農業情報ネットワークシステムにより、農業経営、病害虫防除など農業技術に係る情報通信の充実を図り、農業の生産性向上、流通の合理化につなげる。

(キ) 有害鳥獣被害対策

- ◇ 有害鳥獣による農作物被害の深刻化・広域化に対応し、集落での餌付けを防ぐための「環境改善」、効果的な柵の設置と管理を行う「侵入防止」、ワナ猟等による「捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進し、被害の軽減と農業者等の生産意欲の向上を図るとともに、鳥獣被害対策に必要な指導者等の人材の育成を推進する。
- ◇ また、鳥獣被害防止特別措置法により市町が作成する被害防止計画の推進について、 総合的に支援する。

イ 林業

(ア) 県産材の需要拡大

◇ 住宅分野等の既存需要については、県産材の販売(部材)ターゲットを設定し、販売 戦略に基づき、県産材の競争力強化を進め、需要拡大を推進する。また、将来的な既存 需要の縮小に対応するため、新たな木材需要を創出する環境を整備する。

(イ) 効率的な流通・加工体制の構築

◇ 林業経営体と製材工場等との原木の安定供給協定の拡大により、需給をマッチングさせた流通構造への転換を促進し、製材工場等への原材料の安定供給を促進する。

(ウ) 安定的な木材生産体制の構築

◇ 地域の林業経営体の連携・協働化による木材生産規模の拡大や林業経営体の生産コスト削減を図り、安定的な生産体制を構築する。

(エ) 資源循環利用による持続的な林業経営の確立

◇ 主伐期の到来に向けた持続的な林業経営の確立をめざし、再造林経費の削減や苗木の 増産体制の整備を推進することで、森林を循環利用していく仕組みを構築する。

ウ 水産業

(ア) 瀬戸内の地魚の安定供給体制の構築

- ◇ 水産資源を回復するために必要な資源管理や漁場環境の整備などの取組を総合的に 実施する。
- ◇ デジタル技術を活用した漁獲技術の導入や、担い手が中心となって多様な魚種を組織 的に出荷・販売する体制の構築を支援する。
- ◇ 県内外における「瀬戸内さかな」の認知度向上を図るため、ひろしまの食の魅力向上 に貢献できるよう取り組む。

(イ) 海外展開を見据えたかき生産出荷体制の構築

- ◇ デジタル技術を活用したスマート養殖による生産の安定化を推進する。
- ◇ 労働力不足に対応するため、むき身作業の共同化や機械化による省力化を推進する。
- ◇ 水産エコラベル認証の取得を推進するとともに、かき作業場の衛生管理の強化を進め、 海外輸出に向けた環境整備を図る。

エ 食の安全・安心確保対策の推進

◇ 消費者の安全で安心できる食生活と健康の保護に向けて、行政、生産者、事業者、消費者が相互に連携して、農林水産物の生産から流通、消費に至る総合的な食品の安全確保対策に取り組む。

(ア) 農林水産物の生産から消費に至る安全・安心対策の推進

◇ トレーサビリティシステムの導入支援や「安心!広島ブランド」認証制度を推進し、 地産地消の推進と食に対する安心感の醸成を図るとともに、将来を担う子供達が食と農 に関心を持ち、正しい理解ができるよう、「食農教育」に取り組む。

(イ) 安全・安心な食品の製造、販売と消費の対策

◇ 広島県食品自主衛生管理認証制度を推進するとともに、食品の適正表示推進者育成講習会等を開催して、食品表示に関する正しい知識の習得や適正表示の実施を支援し、食品等事業者による自主的な衛生管理体制の確立を図る。

(ウ) 安全・安心のための連携、危機管理体制の推進

◇ 広島県食品安全推進協議会(平成16(2004)年度創設)等を通じ、食品の安全確保に係る県民ニーズの的確な把握等に努めながら、効率的な食品の安全・安心確保を推進するとともに、県ホームページ等による健康被害情報等の積極的な提供や、食品事故等発生時に迅速な対応を行うための体制整備を図る。

(3) 地場産業の振興

- ◇ 農林水産物などの豊かな地域資源や特色ある技術を活用し、消費者ニーズの把握や醸造などの伝統産業の振興にも努めながら、販売戦略を踏まえた生産・流通・加工・販売体制を実現し、雇用機会の創出などを図る。
- ◇ 地域の特用林産物・農産物を活用した各種イベントなどによる都市との交流を進め、地 場産業の育成・振興を図るとともに、消費者、生産者、食品業者などの交流促進及び協力 体制の整備を図り、県内産品の消費の拡大を図る。
- ◇ 新商品・新技術などの本格的な事業化を促進するとともに、新商品開発育成事業や人材 確保事業への支援を行い、伝統工芸を含む地場産業の振興を図る。

- ◇ 地域の経済団体としての商工会等を中心とした、産業おこしや産業基盤施設整備などへの取組を一層支援するとともに、商工会、JA、森林組合などの相互連携を促進する。
- ◇ 建設事業者の技術力・競争力向上に向けて、総合評価落札方式の実施や、優良な県内の 建設事業者の受注機会の確保を図るとともに、建設産業の労働環境を改善し、イメージア ップを図るなど、担い手の確保・育成を推進する。
- ◇ 海運業の振興に向けて、国や関係機関等と連携し、「一杯船主」を中心に事業継続等を 支援する。

(4)企業の誘致策等

- ◇ 産業団地などへの新たな企業の誘致により、地域住民の就業機会の確保、若年層の地元への定着などを進める。
- ◇ 企業の誘致に当たっては、企業立地促進助成制度などの活用により、地域の実情に即した企業誘致活動を展開するとともに、地域環境や美しい景観の保全・創造などに十分配慮し、産業と自然・生活環境の調和に努める。
- ◇ 過疎地域への工業導入に当たっては、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 (農村産業法)」などに基づき、工業と農業の均衡ある発展を図る。
- ◇ 産業団地の整備に当たっては、高速交通網の整備による交通利便性を生かし、インター チェンジ周辺など立地条件が良好な適地の選択や企業の立地動向などを踏まえながら推進 する。
- ◇ 中小企業の育成や起業の促進などを図るため、市町が個人や法人などに使用させるための工場及び事務所などの整備を推進する。
- ◇ 過疎地域への進出に意欲を持つ企業のサテライトオフィス等の誘致に取り組む市町を支援するとともに、企業の人材確保に向けて、即戦力となる県内外の専門人材(エンジニア等)とのマッチングの仕組みを構築する。

(5) 新たな産業の創出

- ◇ 過疎地域における創業や新事業展開のための環境整備や条件整備を推進するとともに、 環境・エネルギーなど、地域の豊富な資源や地域特性を生かした産業の創出を図る。
- ◇ 進歩の著しい情報通信技術を活用した、既存産業の競争力強化や過疎地域の優位性を 生かした新たなサービスの創出などを図るための取組を支援する。
- ◇ 創業や新事業展開の際の各種ニーズに対応し、資金・技術・経営などの様々な相談に対応する窓口を公益財団法人ひろしま産業振興機構に設置し、研修や異業種交流の機会創出などの支援を行う。
- ◇ また、小規模事業者などに対して、身近な地域ごとの相談窓口として、商工会議所に地域中小企業支援センターを設置し、創業予定者等からの相談に対して適切な指導、助言を行うことにより、創業や新事業展開の過程で生じる様々な課題の解決を図る。

- ◇ 新事業展開を目指す中小企業者に対して、研究開発における技術支援や、開発・事業化・市場化に係る助成を行うとともに、展示会への出展、商談の場の設定、中小企業者が生産する新商品の調達の機会の拡大などの販路拡大の支援を行う。
- ◇ 公益財団法人ひろしま産業振興機構を中心とした産業支援機関の連携・ネットワーク体制を構築し、市場ニーズと技術シーズのマッチング、研究開発、製品開発から事業化・市場化に至るまでの一貫した支援により、新しいビジネスの円滑な立ち上がりを促進する。
- ◇ 厳しい金融環境の下で健全な事業を営もうとする創業者に対して、運転資金や設備資金 など、必要な事業資金を供給することにより、創業時前後の資金不足の解消を図る。
- ◇ 中小企業の人材確保や戦略的な事業展開に向けて、プロフェッショナル人材とのマッチング支援を推進するとともに、多様なスキルや専門的な知見を生かして企業の課題解決に貢献しようとする首都圏等の副業・兼業人材と地域の事業者のマッチングの仕組みづくりに取り組む市町を支援し、意欲ある事業者の新たな成長を後押しする。
- ◇ 産業の持続的な発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の 育成を図り、企業の新分野への展開や競争力強化を促進するため、中小・中堅企業による 社員の大学、大学院及び研修機関等への派遣や、個人の大学院等専門課程での知識の習得 を支援する。

(6) 商業の振興

- ◇ 中小小売商業者の経営の安定と近代化を促進するとともに、連携と個性の発揮による 地域特性を生かした各種の共同事業を実施することにより、商店街の活性化を推進する。
- ◇ 自助努力を誘発・支援しながら、経営体質の改善、企業家精神・経営者意識の高揚及び 人材の育成などを推進する。

(7)情報通信産業の振興

- ◇ 県税(事業税・不動産取得税等)の課税免除に係る特例措置の対象業種において、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(情報サービス業等)を対象とし、テレワークなど新たな働き方に適した、地理的条件の影響を受けにくい情報通信産業の設備投資を税制面で支援することで、若者や専門人材の雇用創出や地方移転につなげていく。
- ◇ 県内へのオフィス移転・拡充等を支援する助成制度を活用し、情報サービス業やデジタル系企業等の進出を促すことで、イノベーションの起きやすい産業集積を図りながら、地域経済の持続的発展につなげていく。

(8) 観光又はレクリエーション

◇ 四季折々のアクティビティだけではなく、里山や里海の自然と人々の暮らしが一体となった情景、神楽・花田植等の地域で受け継がれてきた伝統文化や伝統行事、古い歴史的景観を留める街並みや港町といった過疎地域ならではの価値を提供できる観光プロダクトの開発に取り組み、観光地としての更なる魅力の向上を図る。

- ◇ 国内外からの観光客が、快適かつ安全・安心に過疎地域での周遊観光を楽しむことができるよう、受入環境の整備に取り組むとともに、高まった魅力や評価から得られる誇りを背景に、県民・観光関連事業者のおもてなし意識の更なる向上と実践に取り組む。
- ◇ 新たな魅力や安全・安心情報といった広島の観光情報を的確に発信することにより、 広島を高く評価し、SNS等で自ら広島の魅力を発信する広島ファンの増加に取り組むこ とで、更なる来訪者の増加やブランド価値の向上につなげる。
- ◇ 自由時間の増大、体験志向など、観光・レクリエーションに対するニーズの多様化に 対応し、内陸部・島しょ部の優れた自然、農林水産資源などを活用した体験型・滞在型の 観光地づくりを推進する。
- ◇ 自然公園内の県有施設や野外レクリエーション施設について、利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、老朽化した施設の機能向上・維持のための修繕等を実施し、自然公園等施設の魅力向上を図る。
- ◇ 河川、ダム湖、ため池、海浜などを活用し、陸の施設と一体で機能する人工海浜、親水機能を備えた公園やレクリエーション施設の整備を推進する。
- ◇ 移動の円滑化による来訪者の満足度向上を図るため、高速 I Cや広島空港と観光地、観光地間をつなぐ道路における渋滞箇所や狭い区間の改善を推進する。また、情報発信・地域連携拠点としての道の駅の機能向上を進める。

(9) その他

- ◇ 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」において、雇用労働情報に関する幅 広い情報を提供するとともに、就業マッチングサイト「ひろしまワークス」及び学生向け 就活スターティングサイト「Go!ひろしま」により求人や企業情報を発信し、求職者など の早期就職や円滑な労働移動、若年者の地元定着を支援する。
- ◇ 全世代を対象とした就業支援や、UIターン希望者に対する職業紹介等を行う就職相談 窓口を運営し、県内の就職を考える求職者の就職・職場定着を支援する。
- ◇ 地域雇用開発促進法に基づく支援措置である「地域雇用活性化推進事業」や「地域雇用 開発助成金」を活用するための環境整備など、市町における産業や雇用の情勢に応じた 地域雇用創造に向けての積極的な取組を支援する。
- ◇ 「都市と自然の近接性」という地域特性を生かした広島らしいライフスタイルの魅力発信や、市町・関係団体等と連携した定住サポート体制の強化など、地方移住の機運を取り込み、定住につなげる仕組みづくりを進めるとともに、空き家の掘り起こしと流通を促し、移住希望者の受入・支援体制の構築を推進する。

4 地域における情報化

(1)情報化の方針

- ◇ 過疎地域と都市地域の情報通信格差を是正するため、光ファイバ網を活用した超高速ブロードバンド環境の整備を促進するとともに、情報通信基盤や情報発信拠点の整備を行う。
- ◇ 地域の実情に即したより高度な情報通信基盤や情報発信拠点施設などの整備とネットワーク化の推進により、生活の利便性の向上を図る。
- ◇ 行政・住民・企業などそれぞれの果たすべき役割分担を明確にしながら、地域のニーズ や課題に即した施策を展開し、情報化の効果を、産業の活性化、医療・福祉・教育の充実 など、県民生活の向上に幅広く活用する。

(2)情報化の推進

- ◇ より高度な情報通信基盤の整備を進めるとともに、市町などが行う情報通信ネットワークやCATVの整備、情報化に対応した人材の育成などを支援し、住民がインターネットなどを活用した多様な情報交流を通じて、地域の活性化を支えていく体制づくりの推進など、情報通信基盤を活用した取組を支援する。
- ◇ 地域内外との活発で積極的な情報交流の実現に向けて、多様な情報通信手段を活用して、 地域固有の情報発信に努める。そのため、様々な情報を創造、蓄積、受発信、利用できる 情報拠点機能を整備する。
- ◇ 情報化の推進による高齢者の社会参加支援、地域産業の活性化・高付加価値化などを図り、住民が主体的に地域づくりに参加できる環境を整備する。
- ◇ 県民・企業の誰もが利用できる公共情報通信基盤などの整備の促進、各分野における県 民の生活利便性の向上、人にやさしい情報利用環境の創出、人材の育成などを推進し、地 域社会の誰もが主体性をもって参加できるネットワーク社会づくりを推進する。
- ◇ 学校などにおける情報教育を充実し、情報通信技術の活用能力を持った人材を育成する とともに、住民が地域で身近に情報学習を行うことができる環境を整備して、情報活用力 を備えた住民が、地域の情報化を先導し活躍できる体制づくりに努める。
- ◇ 医療・介護サービス情報の提供や遠隔医療によるへき地医療など、どこに住んでいても 安心して必要なサービスを受けられるような保健・医療・介護提供体制の強化を推進する。
- ◇ 情報ネットワークの構築や情報交流の仕組づくり、行政サービスの統合や、産業分野に おける地域間交流の促進など、情報を軸とした広域的な連携による地域の振興を推進する。
- ◇ 業務の電子化、ペーパーレス化、行政手続のオンライン化など行政の情報化を推進する ことにより、いつでもどこでも各種の公共サービスを提供するなど、住民サービスの向上 に努める。
- ◇ 防災情報を住民へ迅速に伝達するための同報系防災無線や、異常気象又は災害発生時に 情報収集を行うための移動系無線を、災害の危険性の高い地域から重点的に整備する。

◇ デジタル技術やビッグデータ等を活用し、個々のニーズや地域特性に応じた最適な情報をリアルタイム・プッシュ型で発信するなど、きめ細やかな災害リスク情報の提供に取り組む。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設整備、交通手段確保の方針

(交通施設整備)

- ◇ 豊かで魅力ある地域づくりのため、「コンパクト+ネットワーク」の考え方等に基づき、 井桁状高速道路ネットワークの強みを最大限発揮するとともに、地域間の連携を強化する 道路網の整備を推進する。
- ◇ 過疎地域に住む人が、安全で快適な生活を享受できるよう、引き続き、地域拠点と周辺 地域等を結ぶ道路の整備やバス路線1車線区間の解消に向けた取組など、地域の実情に応 じた効率的な道路整備を推進する。
- ◇ 地域産業の振興や住民生活の利便性向上、定住と交流による過疎地域の持続的発展を図るため、幹線市町道の整備をはじめ、農道・林道の整備を含めたきめ細かな道路網の整備を推進する。
- ◇ 道路などの施設の整備に当たっては、地域の自然環境や景観に配慮するとともに、バリアフリー化を図りつつ推進する。
- ◇ 地域の交通拠点としての機能を確保するため、港湾施設等の整備及び適正な維持管理を 推進する。

(交通手段の確保)

- ◇ 過疎地域における生活交通路線は、日常生活に不可欠なものであることから、国や市町と連携して、地域を支える幹線的なバス路線の維持・確保を図るとともに、地域の実情に応じて必要とされる生活交通の在り方を検討する。また、デジタル技術を活用したMaaSなど、新たな交通サービスの導入に向けた取組や、住民自らが主体となって地域の移動を支えていくための取組への支援を通じて、より持続可能性の高い生活交通への再編を促す。
- ◇ 離島住民にとって必要不可欠な本土への唯一航路や島しょ地域の暮らしや経済活動を支える生活航路について、国や市町と連携して、将来にわたって安定的な維持・確保を図る。

(2) 国道・県道及び市町道等の整備及び適正な維持管理の推進

ア 国道・県道等の整備

- ◇ 過疎地域の拠点と周辺地域等を結ぶ、地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの 構築を図るとともに、バス路線1車線区間の解消に向けた取組など魅力ある地域づくり や日常生活を支える道路の整備を図る。
- ◇ 災害時にも過疎地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済への影響を最小限に抑える多重性・代替性を備えた道路を整備するとともに、緊急輸送道路における法面対策や橋梁耐震補強など、事前防災を効率的かつ効果的に進め、災害に強い道路ネットワークの構築を図る。

◇ 移動の円滑化による過疎地域への来訪者の満足度向上を図るため、高速ICや広島空港と 観光地、観光地間をつなぐ道路における渋滞箇所や狭い区間の改善を推進する。また、 瀬戸内サイクリングロード、やまなみサイクリングロードの魅力向上に資する環境整備 の推進や、情報発信・地域連携拠点としての道の駅の機能向上を進める。

イ 市町道の整備

- ◇ 市町内の集落や主要施設などを結ぶ幹線的な市町道の整備を促進する。
- ◇ 災害時においても、地域の日常生活を支えることのできる道路を整備するとともに、緊 急輸送道路等における法面対策や橋梁耐震補強等の整備を促進する。

ウ 交通安全施設の整備

- ◇ 地域住民の安全の確保を図るため、通学路交通安全プログラム等により、歩道、横断歩道、ガードレール及び道路照明などの交通安全施設の整備を推進する。
- ◇ また、過疎地域における高齢化の現状を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化対策、信号機の機能付加、信号灯器のLED化、見やすく分かりやすい標識・標示の整備等、交通安全施設の高度化を推進する。

エ 良好な道路環境の形成

◇ 地域の資源である豊かな自然環境や歴史的まちなみの保全に配慮した道路の整備を推進するとともに、樹木や草花の植栽による沿道の修景緑化などにより優れた景観の形成に努める。

オ 適切な維持管理の推進

- ◇ インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み及び修繕方針に基づく計画的なインフラ老朽化 対策を推進する。
- ◇ 草刈りや除雪など道路施設の日常的な維持管理の適切な実施に努める。

(3) 農道、林道及び漁港関連道等の整備

ア農道

◇ 農業の生産性の向上及び農産物の流通合理化を図るとともに、農村における生活環境の 改善や都市と農村との地域間交流を促進するため、林道などとの連携のもとに農林水産 資源や環境に調和した農道網の整備を推進する。併せて、整備された施設の適切な維持 管理を促進する。

イ 林道

- ◇ 県産材の生産、流通コストの削減及び森林の持つ様々な公益的機能の維持・発揮による 森林整備を促進するため、計画的な林内道路網の整備を推進する。
- ◇ 市町間あるいは集落間を連絡する基幹的林道は、農林水産大臣の指定に基づき、県代行事業により実施する。

ウ 漁港関連道等

- ◇ 漁業の生産性の向上及び水産物の流通の合理化のため整備された漁港と主要道路を結ぶ 漁港関連道の適切な維持管理を推進する。
- ◇ 漁村環境の改善を図り、水産業を核とした快適なまちづくりを創出するため、集落内と 臨港道路、漁港関連道と結ぶ漁業集落道の整備を促進する。

(4) 交通手段の確保対策

ア 地方バス路線の維持等

- ◇ 生活バス路線の確保に当たっては、国、県、市町がそれぞれ役割分担しつつ、連携して 対応する。
- ◇ 生活バス路線の維持・確保を行うため、国は広域的・幹線的路線を、県は広域的路線を、 市町がその他の路線を維持するための補助・支援を分担して行う。
- ◇ 移動困難者の解消に向けて、市町や交通事業者と協働し、地域コミュニティ内における 日常生活に必要な移動の需要と供給を把握するとともに、地域の実情に応じた最適な路線 の維持・改善に取り組む。

イ JR地方交通線の維持

- ◇ 各線の地元対策協議会と連携し、要望活動や輸送改善策の検討などを行い、JR地方交 通線の維持・存続及び利便性の向上を図る。
- ◇ 地域の生活や経済活動を支えている鉄道ネットワークを地域資源として活用し、地域交流の拡大や、地域の魅力を向上させる取組を支援する。

ウ 航路等の維持

◇ 国庫補助制度を活用するとともに、国及び地方公共団体の連絡協議機関を積極的に活用し、航路等の維持を図る。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境整備の方針

- ◇ 住民の快適な生活や環境保全への要請及び都市住民との交流機会の増大に対応し、住宅や各種施設の利便性、安全性などに配慮した、やすらぎのある生活環境づくりを積極的に推進する。
- ◇ 上下水道、し尿・ごみ処理施設などの計画的整備及び広域処理体制の整備を促進し、 快適な生活環境の確保を図る。
- ◇ デジタル技術を積極的に活用し、地域における生活サービスの効率化・高度化を図ることによって、快適性や利便性の高い新しい暮らしのモデルにつなげていく。
- ◇ 自ら身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」、県・市町が行う「公助」が相互に連携し、社会全体で防災対策に取り組む「防災協働社会」の構築を目指した取組を行うこととし、防災対策のためのインフラ整備に引き続き積極的に取り組むとともに、地域の対処能力の向上や県・市町の危機管理体制の充実強化を図り、安心して暮らせる生活環境の一層の確保に努める。
- ◇ 突発的に発生する地震災害や台風に対して、津波・高潮対策事業による防災機能の強化 に引き続き取り組むとともに、避難体制の充実化など被害の軽減を図る取組を推進し、地 域住民の安全の確保に努める。
- ◇ 多様な主体が協働・連携し、安全・安心なまちづくりに向けた"意識づくり(県民の犯罪抵抗力の向上)"、"地域づくり(地域の犯罪抑止力の向上)"、"環境づくり(生活の中の犯罪予防力の向上)"を推進する。
- ◇ 地域住民の身近な不安を解消する機能を引き続き果たすため、交番・駐在所勤務員による巡回連絡、警ら等の警察活動を行うとともに、人口の状況や治安情勢の変化に応じて、交番・駐在所の計画的な整備を行い、住民が安全に安心して住み続けることができる地域づくりを推進する。

(2) 住宅の整備

- ◇ 多様な世代が混在する調和のとれた活力ある地域社会の実現を図るため、公営住宅の建 替えにより、住環境の整備を図る。
- ◇ 高齢社会に対応するため、住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備を目的に、 高齢者の日常生活に必要な保健医療サービス等が付いた高齢者の住まいの整備を推進する。
- ◇ 空き家情報のネットワーク化や情報発信、受け皿となる住宅整備など定住対策を積極的 に推進する。
- ◇ 適正な管理が行われていないことにより、周辺に悪影響を及ぼすことが懸念される空き 家については、市町や関係団体と連携し、所有者に対して自らの解体や適正管理を促し、 朽化した空き家の発生を未然に防ぐ取組を推進する。

(3) 簡易水道、下水処理施設等の整備

ア 生活貯水池

◇ 安定的な水の供給に必要な水源を確保するため、生活貯水池の整備を計画的に推進する。

イ 水道施設

- ◇ 基本的生活基盤である水道施設については、地域の実態に即した施設整備により水道普及の向上を図るとともに耐震化及び老朽化した施設の更新を計画的に推進することにより、 生活・定住環境の改善を図る。
- ◇ 農山村地域においては、これまで上水道の整備とあわせ、農業用雑用水の供給を行う営 農飲雑用水施設などの整備も行われてきたが、概ね必要な施設も整備完了している。この ため今後は、施設の適切な維持管理等を促進する。
- ◇ 水道施設については、国庫補助金などにより整備を推進する。
- ◇ 将来にわたって安心・安全な水を安定的に供給するため、小規模集落における継続的な水供給に向けた市町への情報提供を行う。また、「広島県水道広域連携推進方針」に基づき水道事業の広域連携の取組を進める。

ウ 下水処理施設等

- ◇ 公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽などの各種事業や支援制度を活用し、地域の実態に即した手法により水洗化・生活雑排水処理の促進を図る。
- ◇ 農山漁村における生活改善、農業用排水及び周辺海域の水質保全を図るため、農業・漁業集落排水施設などの整備だけでなく、施設の適切な維持管理を促進する。
- ◇ 汚水処理施設の持続可能な運営に向けて、「施設や維持管理の広域化・共同化」を進めるための計画を策定し、これに基づく広域化・共同化によって、汚水処理に係る経費等の効率化を図り、事業運営の健全化に努める。

工 一般廃棄物処理施設等

◇ し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設等の一般廃棄物処理のための施設の計画的な整備等を図る。

才 火葬場

◇ 火葬場の計画的な整備等を図る。

(4) デジタル技術を活用した暮らしの向上

◇ 将来にわたって安心して暮らしを営むことができる環境を維持していくため、日常生活に直結する様々な分野において、デジタル技術を活用した新たな生活サービスを導入しようとする市町を支援し、新しい時代の暮らし全般にわたる全体最適を目指した「スマート里山・里海」の実現につなげていく。

(5) 危機対処能力の向上

ア 災害対処能力の向上

- ◇ 防災施設の着実な整備や老朽化が進行する既存インフラの適切な維持管理などのハード 対策による事前防災について、AI/IoTなどのデジタル技術等を最大限に活用し、よ り効果的かつ効率的に進めていく。また、緊急輸送道路等の耐震補強や法面対策を実施す ることにより、災害に強い道路ネットワークを構築していく。
- ◇ 適切な避難行動につながるよう、防災教育を通じて災害や避難に関する知識が世代を超えて承継できる仕組みづくりに取り組む。また、デジタル技術やビッグデータ等を活用し、個々のニーズや地域特性に応じた最適な情報をリアルタイム・プッシュ型で発信するなど、きめ細やかな災害リスク情報の提供に取り組む。
- ◇ 地域の防災力を向上させるため、自主防災アドバイザーや防災リーダーの育成などに積極的に取り組むとともに、土砂災害リスクの高い地域の自主防災組織を優先して、地域防災タイムラインを活用した避難訓練等の実践的な取組を進め、災害時に避難の呼びかけが有効に機能し、地域における避難行動の実効性が高まるように取り組む。
- ◇ 災害の前兆の早期察知による被害の未然防止と、救急救命活動の配置の最適化による発災時の被害の最小限化に向けて、デジタル技術等を活用しながら、関係者間での迅速な情報共有を図る。さらに、避難所等での感染リスクを恐れ、県民が避難行動を躊躇することがないよう、避難所での生活環境の改善、複数の避難先の確保などに取り組む。

イ 健康危機対応能力の強化

- ◇ 感染症発生時においても必要な医療サービスが提供できるよう、二次保健医療圏ごとに 関係機関が連携して迅速かつ的確な対応を図るための研修会を開催し、感染症指定医療機 関及び協力医療機関を核にした医療提供体制の充実・強化を図る。
- ◇ また、感染が拡大する最中にあっても、必要な医療・介護・福祉機能を維持・確保していくため、県や市町、関係団体をはじめ、県内外の関係機関が緊密に連携して医療機能等の役割分担を行い、県内全域で患者の受入れを調整する。

ウ インフラ老朽対策の推進

◇ 過疎地域においても、橋梁などインフラの老朽化が進行していることから、新技術の活用によるライフサイクルコストの縮減や、施設点検等の一層の効率化を進めることなどにより、適切な維持管理を推進する。

◇ また、集中豪雨などによる甚大な被害の頻発化や、人口減少等の加速による技術者の不足が顕在化しており、デジタル技術を最大限に活用し、官民の連携による最適なインフラマネジメントに取り組む。

エ 消防・救急施設等の整備

- ◇ 複雑・多様化する災害に対処するため、消防の広域再編などにより、消防本部の体制強化を促進するとともに、消防団の加入促進・活性化を図る。また、防火水槽や消防ポンプ自動車などの消防施設・設備の整備充実を図る。
- ◇ 過疎地域における救急医療・搬送についてドクターへリの円滑な運航を推進する。
- ◇ 「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」の運用や救急救命士の養成などにより、救急体制の円滑化、高度化を図る。

(6) その他

- ◇ 豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、性別にかかわらず誰もが地域社会活動に積極的に参画できるよう環境整備を推進する。
- ◇ 民間事業者の撤退により深刻となっている、過疎地域におけるサービスステーションの減少への対策を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境確保、高齢者等の保健・福祉向上及び増進の方針

ア 子育て家庭への支援

- ◇ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法による「次世代育成支援行動計画」の前期計画として位置付けた「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」(令和7 (2025) 年度~令和11 (2029) 年度)に基づき、社会全体で取組を推進する。
- ◇ 全ての子供の育ちと子育てを地域社会全体で支えることを基本とし、地域のあらゆる主体との協働により子育てを応援するとともに、地域の実情に対応した保育サービスの提供や放課後児童クラブ等、子供の居場所の充実に取り組む。

イ 高齢者の保健・福祉

- ◇ 「ひろしま高齢者プラン」等に基づき、過疎地域の実情に対応した介護を含む保健・医療・福祉サービスの基盤づくりとこれらのサービスを包括的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの質の向上及び高齢者の社会参画を促進するための環境づくりを推進する。
- ◇ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などが、できる限り自立した生活が送れるよう、 地域の実情に即した高齢者の生活支援を推進する。
- ◇ 高齢者が住み慣れた日常生活圏域で生活が継続できるよう、地域資源を柔軟に有効活用することを念頭に介護施設の整備を推進する。
- ◇ 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、早期診断・早期対応の推進、発症後の症状に応じた適切な医療や介護サービスの提供、認知症高齢者や家族を地域で支えるための支援体制の整備などに努める。
- ◇ 生産年齢人口の減少が見込まれる中、福祉・介護従事者が、将来にわたって安定的に確保されるよう、福祉・介護サービス分野への幅広い人材の参入促進、若い世代に対する啓発、従事者定着のための研修など、総合的な人材確保策を実施する。

ウ 障害者(児)の保健・医療・福祉

- ◇ 障害者がその必要とする情報や支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るとともに、 保健、医療の充実や地域生活の支援体制の構築に取り組む。

(2)子育て家庭への支援

ア 保育及び放課後児童対策

- ◇ 幼児教育・保育需要の正確な把握を基礎として、計画的に保育所等を整備するとともに、 就学前児童の減少など地域の実情に合わせた保育サービスの提供に取り組む。
- ◇ 地域における保育士の確保と処遇改善、資質の向上に向けた取組を進める。
- ◇ 社会経済情勢の変化に伴う保育需要の多様化及び地域の実情に応じたきめ細かな保育サービスを提供するために、延長保育や病児保育などの積極的な利用促進を図る。
- ◇ 放課後児童クラブ等の需要を正確に把握し、地域の実情に即した放課後児童クラブ等を 計画的に整備するとともに、放課後児童支援員等人材の確保や育成に取り組む。

イ 地域による子育て支援等

- ◇ 「ひろしまネウボラ」の推進により、子育て家庭に関わる全ての関係機関が連携し、子供たちを多角的・継続的に見守り・支援する。
- ◇ 地域の子育て支援者・団体が、ネウボラなどの支援機関と連携できる仕組みを構築し、 子育て家庭が必要とする支援につながるよう取り組む。
- ◇ 地域子育て支援拠点等地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手の確保や資質の向上 に取り組み、地域における子育て支援を促進する。
- ◇ 子育てに関する必要かつ正確な情報が、子育て家庭のニーズに沿った形で欲しいときに ワンストップで得られるよう利用しやすい環境をつくり、情報発信に努める。
- ◇ 子供の育ちにつながるリスクが発見された家庭に対し、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能が一体化した「市町こども家庭センター」の設置を促進する。
- ◇ 子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響について、保護者やこれから子育てを行う若い世代など県民への周知を図る。

(3) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進のための対策

ア 高齢者を支えるサービスや取組

- ◇ 地域包括ケアシステムの質の向上に向け、在宅医療・介護の連携推進、自立支援型ケアマネジメントの普及、生活支援体制の整備、介護予防の充実等について、重点を置いた市町支援を行う。
- ◇ 可能な限り住みなれた家庭や地域で自立した日常生活が営めるよう、居宅サービスの供給を促進する。
- ◇ 高齢者の介護予防サービスや、過疎地域において高齢者に対する生活支援サービスの充 実を図る研修等を実施する。

- ◇ 施設サービスについては、地域の実情に配慮して定めた圏域ごとの介護保険施設の整備 目標に基づき、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの介護保険施設の計画的な 整備を促進する。
- ◇ 要介護状態までには至らないが自宅での生活が困難な高齢者や、特別養護老人ホームを 退所せざるを得なくなった高齢者の住まいとして、生活支援ハウス(高齢者生活センター) などの生活支援型施設の整備を促進する。

イ 高齢者の保健対策

- ◆ 生活習慣病の予防、寝たきりの原因となる身体機能の低下、生活環境上の問題などの改善を図り、要支援・要介護状態となることを予防するため、高齢者保健事業を推進する。
- ◇ 健康づくり運動の展開に当たっては、地域における住民主体の活動の育成・支援を行う。

ウ 社会参画の促進

- ◇ 関係団体等との連携・協力のもと、高齢者の健康や生きがいづくりのために意識啓発や 各種大会の実施並びに高齢期の社会参画に向けて現役世代に対する早めの普及啓発、実践 活動を支援するための人材の育成及び情報提供などを実施する。
- ◇ 地域の自主的な活動組織である老人クラブの活動について、助言・支援する。
- ◇ 国や関係機関とともに、70歳までの継続雇用等や、高齢者の再就職を促進するとともに、 県内のシルバー人材センター等と連携し、就労機会の確保を図る。

エ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ◇ 「広島県交通安全計画」に基づき、幅の広い歩道の整備など歩行者空間のユニバーサルデザイン化をはじめ、案内表示など高齢者や障害者に配慮した交通安全施設の整備を推進するとともに、高齢者の交通事故防止を図るため、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育を推進する。
- ◇ 特殊詐欺や悪質な訪問販売事案など身近な知能犯罪に遭う高齢者が増加しているため、 関係機関と連携して、高齢者に対する正しい知識の普及や啓発を推進する。

(4) 障害者(児)の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策

◇ 障害者等のニーズに応じた適切な相談支援が行えるよう、障害者相談支援従事者養成研修の質の向上に努めるとともに、地域の相談支援の中核となる人材である主任相談支援専門員を養成する。また、関係機関と相互に連携しながら相談支援体制の強化を図る。

- ◇ 中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくく、高齢化が進んでいる地域においては、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保に努める。
- ◇ 障害者本人やその家族が安心した生活を送るためには、本人のニーズを的確に捉え、将来を見据えた一貫した支援を行う必要があるため、障害者自立支援協議会を活用するなどして、医療・福祉関係機関の連携に取り組む。

8 医療の確保

(1) 医療確保の方針

- ◇ 「広島県保健医療計画」等に基づき、医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備する。
- ◇ 疾病の予防や早期発見、早期治療に関して、市町、医療保険者等と連携して、多様な機会を通じ、特定健康診査やがん検診、歯科検診などの意義や効果等についての情報をわかりやすく提供し、意識啓発や受診勧奨に努める。
- ◇ 初期医療については、へき地診療所の設置や患者輸送車(艇)の整備を推進する。
- ◇ 基幹的なへき地医療拠点病院が、地域内の他の中小規模の医療機関への医師派遣や広域 的人材育成などを通じた地域の医療機関のネットワークを構築することで、へき地診療所 などの医療機関及び無医地区などに対する総合的な医療支援を実施する。
- ◇ 高度・専門医療については、地域の中核的病院における、がん、小児などの診療機能の 充実とへき地診療所等地域の医療機関との連携を推進する。
- ◇ 高度な医療や様々な症例を集積する中核となる医療機能の整備を進めることにより、全 国から意欲ある若手医師を集めるとともに、医育機関との連携・協働による地域への医師 派遣と地域内の派遣・循環体制の構築に取り組む。
- 二次医療圏ごとの医療設備・機器等の情報や共同利用の方針を共有し協議することで、 圏域内での効率的な整備・活用を推進する。さらには、基幹病院と地域の医療機関における医療機能の分化・連携を促進することで、施設や機器、人材等の医療資源の配置の最適 化に取り組み、限りある医療資源を効率的に活用して、質が高く切れ目のない医療提供体 制を構築する。
- ◇ 自治医科大学に修学する学生や、広島大学・岡山大学の地域枠入試により入学した学生を中心に、地域医療に従事する医師の養成・確保を図るとともに、本県での勤務を希望する医師の登録を行う「ふるさとドクターネット広島」の運営等により、県外医師の県内就業促進を図る。また、必要に応じ、へき地医療拠点病院が実施する医師派遣事業に対して助成することにより、医師確保が困難な公立診療所等の支援に努める。なお、広島県地域医療支援センターを中心に、医師の育成・確保や医師派遣、県内外の医師のネットワークづくりなど、県内全域を対象とした地域医療の確保を総合的に推進していくこととする。
- ◇ 救急医療の確保については、地域の医師会等の協力のもとに初期救急医療を担う休日夜間急患センターを整備するとともに、高次の救急については、地域の二次救急医療機関などの中核病院の機能整備、ドクターヘリの運航による広域搬送体制の充実とあわせ、救急安心センター事業(#7119)などを活用し、救急医療活動の円滑化を図る。

- ◇ ハイリスクの妊娠・分娩に対応するため、地域の周産期医療施設と周産期母子医療センター間の連携を図り、妊娠出産から新生児にいたる高度・専門的な周産期医療の提供体制の充実を図る。
- ◇ 地域における初期小児救急医療体制を維持するため、在宅当番医制や休日夜間急患センターなどの地域の実情に応じた体制を検討するとともに、小児救急医療拠点病院等の運営を支援し、小児二次救急医療体制の維持を図る。

(2) へき地医療対策

- ◇ 無医地区住民の医療の確保を図るため、当該地区の実態に即した諸施策の推進に努める。
- ◇ 相当規模の人口を有する無医地区の初期医療確保対策として、市町が設置するへき地診療所の整備運営に対して助成し、へき地診療所における医療提供体制の確保を図る。
- ◇ へき地診療所の整備が困難な無医地区に対しては、へき地患者輸送車(艇)を整備する ほか、へき地医療拠点病院による定期的な巡回診療の実施体制の充実に努める。
- ◇ デジタル技術を活用した診療支援の取組を支援し、地理的障壁の解消や高度医療へアクセスできる環境を促進する。
- ◇ 必要に応じ、市町診療所への自治医科大学卒業医師の派遣を行い、へき地の医師確保を図る。また、へき地診療所などへの医師の派遣調整、医師への研修機能などを有する地域医療支援センターの充実を図る。

9 教育の振興

(1)教育振興の方針

ア 学校教育の充実

- ◇ 小中学校の統廃合が進められているところであるが、今後とも児童・生徒の地域的、 年次的な動態把握をしながら、教育条件の整備や学校規模の適正化に伴う遠距離通学対策 の支援を行うとともに、統廃合後の学校施設や跡地の利活用について関係部局と連携し、 支援を検討する。また、国際化・情報化など時代の変化に対応した特色ある学校づくりを 促進する。
- ◇ 県立の高等学校については、令和6 (2024) 年3月に策定した「今後の県立高等学校の 在り方に係る基本計画(第2期)」に基づき、より活力ある教育を展開できるよう、授業 交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等の活性化を図る。
- ◇ 学校の様々な情報を発信し、保護者や地域との密接な連携を図るとともに、学校の教育力を地域に生かしたり、地域の教育力を学校に取り入れたりするなど、地域とともにある教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ◇ 都市部と過疎地域の相互理解を図るため、体験学習や学校間交流などを通じた児童・ 生徒の交流を促進する。
- ◇ 地域の自然や産業、伝統文化などの学習を通じて、過疎地域の児童・生徒の「地域を 愛する心」や、アイデンティティの醸成を図る。

イ 生涯学習、社会教育及び社会体育の振興

- ◇ 県民の多様な学習ニーズに応えるため、県域にわたる広域的な生涯学習情報の提供を行 うとともに、現代的課題に対応した社会教育を推進する。
- ◇ 誰でも参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の設立、育成などによる活動機会の充実に向けた働きかけやスポーツ関係団体の育成などにより、生涯スポーツの振興を図る。

ウ 高等教育・研究機能の活用

◇ 県立広島大学において、地域の持続的発展に貢献するため、地域連携センターの機能を 強化し、大学が有する知的・物的資源を地域に積極的に提供する。

(2) 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育

ア 地域の次代を担う人材の育成

◇ 子供たちが、地域との関わりを通じて、地域への愛着や理解を深め、自信を持って地域を語り、次代を担うリーダーとして活躍できるよう、各学校における地域の特色を生かした教育活動を支援する。

イ 地域の内外から選ばれる魅力ある学校づくり

- ◇ 豊かな自然などの都市部にはない環境を生かした教育の推進など、過疎地域が大半を占める中山間地域の学校が、地域と連携しながら、内外から選ばれる魅力ある学校となるために実施する特色づくりを支援する。
- ◇ 地理的な条件や学校規模に捉われることなく、地域を越えた相互交流や多様な 学びの選択肢を提供できるよう、各学校におけるデジタル技術の活用を推進する。

ウ 里山・里海体験の推進

◇ 里山・里海が持つ豊かな資源や魅力を生かした多様な体験活動の推進を通して、児童 の主体性や社会性などを育むとともに、体験先の地域の人々や学校との交流を通じてコ ミュニケーション能力などを高め、豊かな心とたくましく生き抜く力を育てる。

(3) 幼稚園、公立小中学校、市町立高等学校等の施設整備

- ◇ 校舎、屋内運動場など良好な教育環境の整備を促進する。
- ◇ 老朽化した校舎などの改築や耐震補強などの施設の整備を積極的に進めることにより、 子供たちの安全・安心を確保するとともに質の高い教育環境づくりを促進する。
- ◇ 学校統合などに伴い校舎を改築する際には、学校施設の複合化を図るとともに、地域の 拠点施設として地域活動にもより広く活用できる施設づくりを促進する。
- ◇ 統合により利用されなくなる学校施設や児童・生徒の減少により生じた余裕教室等を地域の拠点施設として地域活動の場、あるいは都市住民との交流の場などとして積極的に活用するよう働きかける。
- ◇ 学校給食の普及充実及び安全な学校給食の充実を図るため、学校給食の実施に必要な施設の整備を促進する。

(4) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

- ◆ 集会施設、体育施設、社会教育施設などは、これまでの整備状況などを踏まえ、地域住民の主体的な社会教育活動や文化活動、あるいはコミュニティの拠点として、整備するよう促す。
- ◇ 公民館、図書館、博物館などの社会教育施設、社会体育施設、学校教育施設、官公署、 企業など地域における各施設間の広域的ネットワーク化を更に図り、地域住民に対する情報提供などのサービス向上を促進する。
- ◇ 利用区域、利用目的に沿った規模・内容と機能的な施設配置になるよう配慮しつつ、 社会教育施設、社会体育施設などの整備を促進する。
- ◇ 学校体育施設開放事業などにより、地域住民に身近なスポーツ活動の場として、学校施設の開放を促進する。

(5) その他

- ◇ 地域ボランティアなどの協力を得ながら学校運営や教育活動を行う取組を促進し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整える。
- ◇ 放課後の学校の空き教室等を活用することにより、地域住民と子供の交流活動等の機会 を提供する取組を促進し、安全で安心な子供の居場所を確保するとともに、地域社会にお ける新たな繋がりを創り出し、地域社会全体の教育力の向上を図る。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

- ◇ 各地域に存在する集落が、それぞれの役割分担に基づき、地域の特性を生かしながら、 地域自らが地域の課題を解決していく住民自治を推進する。
- ◇ 地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを確立するために、市町と 地域住民が連携・協働し、効果的に活動できる体制づくりを推進する。
- ◆ 集落の維持・活性化については、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの 課題としてとらえ、集落の将来像を描いていく必要性に留意し、地域自治組織が行う自主 的・自発的活動を促進するとともに、集落支援員や地域おこし協力隊などの人材の確保等 に係る施策を推進する。
- ◇ さらには、集落の環境整備に当たっては、民間組織を積極的に活用し、多様な主体の 参画による地域づくりが行われるよう推進する。

(2) 持続可能な地域運営の仕組みづくり

- ◇ 人口減少下にあっても、地域に住む人々が、一人ひとりの不安に寄り添い、それぞれの実情に応じて、主体性を発揮しながら地域づくりに参画できる最適なコミュニティの在り方を検討し、市町と連携して、日常生活の安心につながる持続可能な地域運営の仕組みづくりに取り組む地域を後押しする。
- ◇ 住民の抱える課題に的確に対応するため、多様な主体が連携・協働した、共助による支え合いなどの取組を進めるとともに、地域のリーダーや専門人材等が連携して課題を早期に発見し、解決につなげるための取組を後押しする。

(3) 多文化共生社会を目指した環境づくりの推進

- ◇ 外国人が住む地域において、外国人が地域とつながりを持ちながら、生活に必要な情報 を共有できる仕組みを構築する。
- ◇ 日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促す。
- ◇ 外国人に対して、医療・防災・住宅・教育・生活安全や日常生活に関する情報の多言語 化と提供機会の充実に取り組む。
- ◇ 小中学校・高校における児童・生徒に対して、異文化理解を促進する機会を提供し、 若い世代から多文化共生を受け入れる意識を醸成する。

11 地域文化の振興等

(1)地域文化振興等の方針

- ◇ 地域に伝承されている神楽などの貴重な伝統芸能や史跡、建造物などの歴史的遺産・文化財の保存・継承を図るとともに、市町や関係団体等と情報共有や連携を図りながら、活動機会の確保や県内外への魅力発信等を行う。
- ◇ オーケストラや舞台芸術など、県内全域で身近に文化芸術に親しめる機会の充実に取り 組む。
- ◇ けんみん文化祭の開催を通じて、地域に根ざした芸術文化活動の場を提供し、人材の育成など地域文化活動の活性化を図る。
- ◇ 芸術文化活動事業の実施に当たっては、文化交流イベントなどの開催を通じて、地域住民が文化にふれあい・参加する機会を提供することにより、新たな文化の創造につながる活動を促進する。
- ◇ 地域の資源と呼べるスポーツを通じて、地域ならではの特色を生かした取組が始まり、 参加や交流を通じて、自らの地域に愛着や誇りを持つ人々が増え、地域アイデンティティ が高まるよう取組を進める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

- ◇ 地域の歴史や風土に根ざした文化を再認識し、文化の香り高い個性ある地域づくりを進められるよう、美術館や博物館等において地域のニーズに応じた企画展や情報発信等を促進する。
- ◇ 文化施設の運営や施設における文化事業実施に当たっては、地域住民やNPOの参画を 得ながら行うなど、多様な主体との協働を図るとともに、文化施設等の地域の交流拠点と しての機能強化を促進する。
- ◇ 利用区域、利用目的に沿った規模・内容と機能的な施設運営が実施されるよう各市町の 文化資源や取組事例の共有を図る。
- ◇ 文化施設及び関連施設など、地域における各施設間の広域的ネットワーク化や情報化を図り、地域住民のみならず、都市住民への情報発信にも努めるよう促す。

(3) スポーツを通じた地域活性化

- ◇ スポーツの可能性を、地域振興に生かしていこうとする地域の主体的な取組を尊重しつつ、スポーツアクティベーションひろしま(SAH)が中心となって、県内市町の取組に対して、ノウハウや人脈の提供、財政的支援を行う。
- ◇ また、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの多様な関わり方を促すため、 関連情報の発信に取り組む市町や民間・関係団体を支援する。さらに、都市公園における 県有スポーツ施設等を活用することにより、スポーツを通じた活力ある地域づくりや都市 との交流等を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー利用推進の方針

- ◇ 地球温暖化の防止に向けて、地域の持つ自然的な特性を考慮し、太陽光、バイオマス、 小水力等の再生可能エネルギーの利用を促進する。
- ◇ 本県の豊富な森林資源を生かし、市町や住民団体などが一体となって、里山の手入れによって搬出された未利用材を地域で熱利用するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 自然環境の保全及び再生

- ◇ 森林の公益的機能の維持・発揮に向けて、県民生活に影響が大きい手入れ不足の人工林を優先して整備するとともに、所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理に努める。
- ◇ また、里山林についても、荒廃すると県民生活に影響が大きい箇所を集中的に整備するとともに、森林整備の担い手となる地域住民や森林ボランティア団体の取組を支援する。
- ◇ 野生生物保護に関する県民の理解を高めるため、野生生物の生息・生育状況調査を実施して情報共有するとともに、地域での生物多様性の保全につながる活動を支援する。また、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の高齢化等による不足を補うため、新たな狩猟者を確保・育成し、野生鳥獣の適切な管理に努める。
- ◇ 県民のニーズの多様化を踏まえ、自然公園等施設が県民の欲張りなライフスタイルの実現に貢献できるようその魅力を高めるとともに、安全で快適に利用できるよう、定期的点検や計画的な維持修繕等を進める。
- ◇ 市町が実施する不法投棄防止対策への支援により、不法投棄の未然防止を図るとともに、 市町、警察、海上保安部等と連携し、陸域・海上・上空からのパトロールにより、不法投 棄等の不適正処理の早期発見を図り、原因者の究明や改善指導を徹底する。
- ◇ 海洋プラスチックごみの発生防止に向けて、使い捨てプラスチックの使用量削減に取り組むため、紙や海洋生分解性素材等の代替素材への転換を進める。また、県民、企業等に対し、海ごみに関する情報の発信・共有を進めていくとともに、活動団体と連携し、海岸漂着ごみ等の清掃・回収を推進する。
- ◇ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから、ごみの減量化や再利用、 リサイクルに取り組み、循環型社会経済システムに転換する。

(2)農林地の保全等

ア 農林地の公益的機能の維持・発揮

- ◇ 日本型直接支払制度などにより農業生産活動を支援し、農地の効率的な利用と保全を図り、集落機能の低下を防ぐことにより、農村コミュニティの維持を推進する。
- ◇ 農業生産活動を支援することにより、地域資源である農地・農業用水利施設等が維持され、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、次世代を担う意欲ある農業者へ農地が継承されるように取り組む。
- ◇ 森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、手入れ不足の人工林や放置された里山林の整備を推進するとともに、多様な主体が森林整備に関わる機運を醸成する。

イ 農山漁村の暮らしの安全・安心の確保等

- ◇ 健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然など、農山漁村の持つ快適な生活空間を求めるなど、都市住民の農山漁村地域に対する関心が高まっているなか、このような都市住民のニーズに応え、都市と農村の交流活動を促進し、豊かで快適な生活空間を幅広く県民に提供する。
- ◇ 農林水産物の安定生産のための農地の保全、老朽化したため池の改修、海岸保全施設の 整備等の災害防止対策を推進する。

(3)基金

◇ 過疎地域の住民が将来にわたり安全安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため、市町は必要に応じて基金の積立を行うことができる。なお、当該事業の実施に当たっては、本旨に基づき基金の取崩等が行われるものである。